

第 7 5 回 定 期 総 会 書 類

熊 本 県 町 村 議 会 議 長 会

目 次

1. 表彰	1
2. 会務報告	11
第1 本会役員及び議長の異動	14
第2 本会事業	15
1 諸会議の開催	15
2 調査研究事業	21
3 政務活動	22
4 表彰事業	76
5 研修事業	77
6 ホームページによる情報提供	79
3. 令和5年度歳入歳出決算	81
4. 令和7年度事業計画・歳入歳出予算	97
5. 会則	119
6. 表彰規程	125

彰 表

全国町村議会議長会表彰

町村議会議長として7年以上在職者

計1名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
8年0月	菊池郡大津町	議長	桐原 則雄

町村議会議員として27年以上在職者

計4名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
27年0月	玉名郡長洲町	議長	福永 栄助
27年5月	玉名郡長洲町	議員	松井 一也
27年11月	菊池郡大津町	議員	永田 和彦
27年8月	球磨郡五木村	議員	田山 淳士

町村議会議員として１５年以上在職者

計 12 名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
15年5月	玉名郡長洲町	議員	磯野博
15年4月	上益城郡山都町	議長	藤澤和生
15年4月	八代郡氷川町	副議長	上田俊孝
15年4月	八代郡氷川町	議員	三浦賢治
15年4月	八代郡氷川町	議員	松田達之
16年10月	球磨郡あさぎり町	副議長	永井英治
16年10月	球磨郡あさぎり町	議員	皆越てる子
15年10月	球磨郡相良村	議長	黒木正照
15年10月	球磨郡相良村	議員	中村重道
15年10月	球磨郡相良村	議員	西本巳喜男
15年7月	球磨郡五木村	議長	岡本精二
15年7月	球磨郡五木村	議員	藤本新一

熊本県町村議会議長会表彰

町村議会議員として30年以上在職者（特別表彰）

計1名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
30年1月	天草郡苓北町	議員	錦戸俊春

町村議会正副議長として7年以上在職者

計6名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
8年0月	菊池郡大津町	議長	桐原則雄
7年4月	上益城郡山都町	議長	藤澤和生
7年6月	葦北郡津奈木町	議長	柳迫好則
8年10月	球磨郡錦町	議長	荒川孝一
7年9月	球磨郡錦町	議員	金山民幸
7年8月	球磨郡五木村	議長	岡本精二

町村議会議員として23年以上在職者

計5名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
23年5月	玉名郡長洲町	議員	濱村芳光
23年5月	玉名郡長洲町	議員	徳永範昭
24年0月	菊池郡大津町	副議長	坂本典光
23年10月	球磨郡相良村	議員	小善満子
23年7月	球磨郡五木村	議員	早田吉臣

町村議会議員として１５年以上在職者

計 12 名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
15年5月	玉名郡長洲町	議員	磯野博
15年4月	上益城郡山都町	議長	藤澤和生
15年4月	八代郡氷川町	副議長	上田俊孝
15年4月	八代郡氷川町	議員	三浦賢治
15年4月	八代郡氷川町	議員	松田達之
16年10月	球磨郡あさぎり町	副議長	永井英治
16年10月	球磨郡あさぎり町	議員	皆越てる子
15年10月	球磨郡相良村	議長	黒木正照
15年10月	球磨郡相良村	議員	中村重道
15年10月	球磨郡相良村	議員	西本巳喜男
15年7月	球磨郡五木村	議長	岡本精二
15年7月	球磨郡五木村	議員	藤本新一

会 務 報 告

報告第1号

会 務 報 告

令和6年1月1日から令和6年12月31日に至る本会会務を次の
とおり報告する。

令和7年2月21日提出

熊本県町村議会議長会

会長 上 田 孝

第1 本会役員及び議長の異動

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの本会役員及び議長の異動は、次のとおりである。

(1) 役員の異動

(監 事)

就 任			退 任		
年月日	氏 名	郡・町村名	年月日	氏 名	郡・町村名
6.5.14	柳迫 好則	葦北郡津奈木町	6.3.31	宮内 道則	葦北郡芦北町

(理 事)

郡名	就 任			退 任		
	年月日	氏 名	町村名	年月日	氏 名	町村名
葦北郡	6.4.1	宮内 道則	芦北町	6.3.31	柳迫 好則	津奈木町

(2) 議長の異動

郡・町村名	就 任		退 任	
	年月日	氏 名	年月日	氏 名
球磨郡あさぎり町	6.5.9	小見田 和行	6.4.30	森岡 勉
阿蘇郡西原村	6.9.25	西口 義充	6.9.24	山下 一義
球磨郡湯前町	6.11.26	金子 光喜	6.11.25	金子 光喜

第2 本会事業

1 諸会議の開催

(1) 総会

開催日及び会議名	協議事項等
令和6年2月22日 第74回定期総会 (ホテル熊本テルサ)	総会次第 - 開会のことば - 会長挨拶 - 表彰 - 全国町村議会議長会表彰状伝達 - 熊本県町村議会議長会表彰 - 来賓祝辞 - 松岡 正之 熊本県理事兼市町村・税務局長 - 内野 幸喜 熊本県議会副議長 - 前田 移津行 熊本県町村会副会長 - 被表彰者代表謝辞 球磨郡湯前町議会 金子 光喜 議長 - 議長選任 総会議長 玉名郡長洲町議会 福永 栄助 議長 - 議事日程 - 第1 会議録署名人の指名 - 第2 報告第1号 会務報告 - 第3 認定第1号 令和4年度歳入歳出決算 - 第4 議案第1号 令和6年度事業計画及び歳入歳出予算 - 第5 議案第2号 要 望 - 第6 議案第3号 宣 言 - 第7 議案第4号 決 議 - 第8 協議第1号 実行運動方法 - 閉会のことば

5 月 14 日 令和 6 年度臨時総会 (自治会館)	総会次第 1. 開会 2. 議長選任 総会議長 上益城郡益城町議会 中川 公則 議長 3. 議事日程 第 1 会議録署名人の指名 第 2 選挙第 1 号 監事 1 名の補欠選挙 4. 新監事の紹介 5. 閉会
---	--

(2) 理事会等

開催日及び会議名	協 議 事 項 等
令和 6 年 1 月 26 日 第 5 回郡事務局長会 (自治会館)	議 題 【協議事項】 1 第 7 4 回定期総会の運営 2 令和 6 年度会議・研修会等予定 3 熊本県知事選挙における候補者推薦 【報告事項】 4 「令和 6 年能登半島地震」に対する御見舞金 5 九州協議会の開催 6 全国議長会関係事項 【その他】
2 月 2 日 第 5 回理事会 (Web 会議)	議 題 【協議事項】 1 第 7 4 回定期総会の運営 2 令和 6 年度会議・研修会等予定 3 熊本県知事選挙における候補者推薦 【報告事項】 4 「令和 6 年能登半島地震」に対する御見舞金 5 九州協議会の開催 6 全国議長会関係事項 【その他】
4 月 5 日 第 1 回正副会長会 (自治会館)	議 題 【協議事項】 1 第 7 4 回定期総会における県当局等への要望活動 2 町村議会議長研修会及び臨時総会 3 町村議会議長・副議長研修会及び県関係国会議員への要望 【報告事項】 4 「令和 6 年能登半島地震」に対する御見舞金 5 全国議長会関係事項

	6 今後の日程 【その他】
5月2日 第1回郡事務局長会 (自治会館)	【協議事項】 1 県当局等への要望 2 町村議会議長研修会及び臨時総会 3 町村議会議長・副議長研修会及び県関係国会議員への要望 4 熊本県市町村総合事務組合議会議員の補欠選任 【報告事項】 5 「令和6年能登半島地震」に対する御見舞金 6 全国議長会関係事項 7 今後の日程 【その他】
5月14日 第1回理事会 (自治会館)	議 題 【協議事項】 1 町村議会議長・副議長研修会及び県関係国会議員への要望 2 熊本県市町村総合事務組合議会議員の補欠選任 【報告事項】 3 「令和6年能登半島地震」に対する御見舞金 4 全国議長会関係事項 5 今後の日程 【その他】
7月19日 第1回監事会 (自治会館)	監査事項 ① 令和5年度決算審査 ② 令和5年度会計監査 (令和5年10月～令和6年4月)
8月6日 第2回郡事務局長会 (Web 会議)	議 題 【協議事項】 1 令和5年度決算 2 議員報酬の適正化に関する要請 【報告事項】 3 九州協議会の開催 4 全国議長会関係事項

	5 今後の日程 【その他】
8月8日 第2回理事会 (Web 会議)	議 題 【協議事項】 1 令和5年度決算 2 議員報酬の適正化に関する要請 【報告事項】 3 九州協議会の開催 4 全国議長会関係事項 5 今後の日程 【その他】
10月18日 第3回郡事務局長会 (自治会館)	議 題 【協議事項】 1 令和7年度事業計画及び予算素案 2 第68回議長大会及び県関係国会議員への要望・意見交換会 3 第75回定期総会の開催 【報告事項】 4 議員報酬の適正化に関する要請 5 衆議院議員選挙における候補者推薦 6 全国議長会関係事項 7 今後の日程 【その他】
10月25日 第3回理事会 (自治会館)	議 題 【協議事項】 1 令和7年度事業計画及び予算素案 2 第68回議長大会及び県関係国会議員への要望・意見交換会 3 第75回定期総会の開催 【報告事項】 4 議員報酬の適正化に関する要請 5 衆議院議員選挙における候補者推薦 6 全国議長会関係事項

	7 今後の日程 【その他】
10月29日 第2回監事会 (自治会館)	監査事項 令和6年度会計中間監査 (令和6年4月～令和6年9月)
12月18日 第4回郡事務局長会 (Web会議)	議 題 【協議事項】 1 令和7年度事業計画及び予算案 2 第75回定期総会の開催 【報告事項】 3 全国議長会関係事項 4 今後の日程 【その他】 5 理事会開催通知の発送について
12月20日 第4回理事会 (自治会館)	議 題 【協議事項】 1 令和7年度事業計画及び予算案 2 第75回定期総会の開催 【報告事項】 3 全国議長会関係事項 4 今後の日程 【その他】 5 理事会開催通知の発送について

2 調査研究事業

(1) 実態調査（令和6年度）

○ 町村議会実態調査

調査目的	議会の組織・活動等の実態を把握し、議会活性化に資する基礎資料を得るため。
調査対象	・調査時点（議員定数、議員報酬など） 令和6年7月1日 ・活動調査（本会議、委員会など） 令和5年1月1日～令和5年12月31日
調査方法	全国町村議会議長会ホームページの「町村議会実態調査システム」において、回答の入力を行う。
調査結果の公表方法	各町村に集計表を配布するとともに、本会ホームページで公表する。

(2) 議会運営や制度等に関する照会対応

議会運営や制度等に関する調査研究を行い、町村議会からの各種照会に対応した。

3 政務活動

(1) 関係会議への出席

① 全国町村議会議長会主催会議

開催日及び会議名等	協議事項等
令和6年1月17日 町村議会の制度に関する 検討委員会幹事会 (全国町村議員会館) 古家局長出席	日程第1 報告第1号議員報酬に関するアンケート調査結果の概要(確定版) 日程第2 協議第1号低額な議員報酬の改善に関する要望(案)
1月17日 都道府県事務局長会議 (全国町村議員会館) 古家局長出席	議 題 報告事項1 国と地方の協議の場(令和5年度第2回・第3回) 報告事項2 町村議会議員のなり手不足対策検討会 報告事項3 自由民主党予算・税制等に関する政策懇談会 報告事項4 公明党令和6年度税制改正要望等ヒアリング 報告事項5 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議文 報告事項6 第67回町村議会議長全国大会に係る要請活動 報告事項7 地方創生に関する地方六団体との意見交換会 報告事項8 自由民主党総務部会関係・消防議員連盟合同会議 報告事項9 第33次地方制度調査会 報告事項10 第9回防災推進国民会議 報告事項11 令和6年度地方財政対策についての共同声明 報告事項12 地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議 報告事項13 議会三団体の主権者教育事例集及びリーフレットの作成 報告事項14 議会三団体の地方議会議員のハラスメント防止研修動画の作成 報告事項15 議員報酬に関するアンケート調査結果の概要(確定版) 協議事項1 議会に係る手続のオンライン化に対応した標準会議規則・標準委員会

	条例等の改正（案） 協議事項 2 令和 6 年度議長会事業計画（案） 協議事項 3 令和 6 年度議長会収支予算（案） 協議事項 4 多様な人材が参画するための議会改革の推進等に関する決議（案） その他 1 第 75 回定期総会次第（案） その他 2 地方自治法第 99 条に基づく国会への意見書の提出 その他 3 議会運営に関する照会及び職員派遣に関する取扱い その他 4 議会に関する「事例紹介」・「情報提供」 < 共済会 > 協議事項 1 令和 6 年度共済会事業計画及び予算（案） < 互助会 > 報告事項 1 令和 6 年度傷害総合保険の保険内容 協議事項 1 令和 6 年度互助会事業計画及び収支予算（案） < 会館 > 協議事項 1 令和 6 年度会館事業計画及び収支予算（案）
2 月 7 日 町村議会の制度に関する 検討委員会 （全国町村議員会館） 上田会長、古家局長出席	日程第 1 議案第 1 号 町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議
2 月 8 日 第 75 回定期総会 （ホテルルポール麹町） 上田会長、古家局長出席	次 第 1 会長あいさつ 2 表彰 (1) 令和 5 年度自治功労者表彰 (2) 令和 5 年度町村議会表彰 (3) 令和 5 年度町村議会広報表彰（第 38 回広報コンクール） 3 来賓祝辞 4 謝辞 5 議長選出 6 議事 日程第 1 議事録署名人の指名 日程第 2 役員の異動報告 日程第 3 議案第 1 号 多様な人材が参画するための議会改革の推進等に関する決議

2月8日 都道府県会長会 (ホテルルポール麹町) 上田会長、古家局長出席	議 題 日程第1 会議録署名人の指名 日程第2 都道府県会長の異動 日程第3 報告第1号 国と地方の協議の場 日程第4 報告第2号 町村議会議員のなり手不足対策検討会 日程第5 報告第3号 自由民主党予算・税制等に関する政策懇談会 日程第6 報告第4号 公明党令和6年度税制改正要望等ヒアリング 日程第7 報告第5号 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議文 日程第8 報告第6号 第67回町村議会議長全国大会に係る要請活動 日程第9 報告第7号 地方創生に関する地方六団体との意見交換会 日程第10 報告第8号 自由民主党総務部会関係・消防議員連盟合同会議 日程第11 報告第9号 第33次地方制度調査会 日程第12 報告第10号 第9回防災推進国民会議 日程第13 報告第11号 令和6年度地方財政対策についての共同声明 日程第14 報告第12号 令和6年能登半島地震に関する緊急要望 日程第15 報告第13号 地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議 日程第16 報告第14号 議会三団体の主権者教育事例集及びリーフレットの作成 日程第17 報告第15号 議会三団体の地方議会議員のハラスメント防止研修動画の作成 日程第18 報告第16号 令和5年度議員報酬に関するアンケート調査結果の概要 日程第19 議案第1号 議会に係る手続のオンライン化に対応した標準会議規則・標準委員会条例等の改正 日程第20 議案第2号 令和6年度議長会事業計画 日程第21 議案第3号 令和6年度議長会収支予算
4月10日 都道府県事務局長会議	議 題 報告事項1 町村議会議員のなり手不足対策検討会

(全国町村議員会館) 古家局長出席	報告事項2 地方自治法の一部を改正する法律案 報告事項3 議員報酬の適正化に向けた運動方針 報告事項4 町村議会デジタル技術活用事例集の発刊 協議事項1 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議(案) 協議事項2 町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議(案) 協議事項3 地方議会運営の実務追録第30号(案) その他1 札幌市で開催する都道府県会長会等の運営 その他2 本会が編集する書籍等の普及促進(依頼) その他3 議会に関する「事例紹介」・「情報提供」
4月18日 事務・事業説明会 (全国町村議員会館) 丸山書記出席	1 令和6年度実施事業総務部 2 町村議会議員のなり手不足対策検討会報告書 3 議会運営に関する照会及び職員派遣に関する取扱いについて 4 令和6年度に実施する調査事業 ・第70回町村議会実態調査 ・議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定状況調査 ・議員報酬に関するアンケート調査 ・意見書・決議検索システム ・デジタル技術活用事例集 ・主権者教育に関する事例集等 5 旧議員年金制度に係る実施事業共済会 6 助成事業及び斡旋物資の取扱い会館管理部 7 令和6年度互助事業及び傷害保険事業について
4月19日 都道府県職員研修会 (全国町村議員会館) 丸山書記出席	1 町村議会の議員報酬の改善に向けた現状と課題 ～新たな原価方式を全国展開するための処方～ 2 議会に係る手続のオンライン化に対応した標準会議規則・標準委員会条例等の改正
5月22日 都道府県会長会 (札幌市・札幌パークホテル)	1 会長あいさつ 2 来賓祝辞 3 議 題 日程第1 会議録署名人の指名 日程第2 役員及び都道府県会長の異動 日程第3 報告第1号 町村議会議員のなり手不足対策検討会 日程第4 報告第2号 地方自治法の一部を改正する法律

	案 日程第5 報告第3号 議員報酬の適正化に向けた運動方針 日程第6 報告第4号 町村議会デジタル技術活用事例集の発刊 日程第7 報告第5号 議会三団体の主権者教育事例集の発刊 日程第8 議案第1号 役員の補欠選任 日程第9 議案第2号 令和5年度事業報告 日程第10 議案第3号 令和5年度収支決算 日程第11 議案第4号 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議 日程第12 議案第5号 町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議
6月27日 町村議会の制度に関する検討委員会幹事会 (全国町村議員会館) 古家局長出席	日程第1 協議第1号 令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望(案) 「第1 議会への多様な人材参画及び議会の機能強化」 日程第2 協議第2号 「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望(案) 日程第3 協議第3号 町村議会議員のなり手不足対策の推進に関する決議(案) 日程第4 協議第4号 議会・議員活動の豊富化及び議員報酬の適正化に関する決議(案) 日程第5 副委員長の選任について
6月27日 都道府県事務局長会議 (全国町村議員会館) 古家局長出席	議 題 報告事項1 町村議会議員のなり手不足対策検討会報告書のダイジェスト動画を配信開始 報告事項2 町村議会議員のなり手不足対策検討会報告書に係る要請活動 報告事項3 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議及び町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議に係る要請活動 報告事項4 議員報酬に関するアンケート調査 報告事項5 議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定状況調査 報告事項6 国と地方の協議の場(令和6年度第1回) 報告事項7 デジタル田園都市国家構想及び地方創生に関する地方六団体との意見交換会

	報告事項 8 自由民主党総務部会・地方行政調査会・地方議会の課題に関するPT合同会議等 報告事項 9 地方自治法の一部を改正する法律 報告事項10 経済財政運営と改革の基本方針2024 協議事項 1 町村議会議員のなり手不足対策の推進に関する決議（案） 協議事項 2 議会・議員活動の豊富化及び議員報酬の適正化に関する決議（案） 協議事項 3 令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望（案） 協議事項 4 「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望（案） 協議事項 5 令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望等の要請活動（案） その他 1 議会に関する「事例紹介」・「情報提供」 その他 2 第68回町村議会議長全国大会の運営
7月9日 町村議会の制度に関する検討委員会 （全国町村議員会館） 上田会長・古家局長出席	日程第1 選任第1号 副委員長の選任 日程第2 議案第1号 町村議会議員のなり手不足対策の推進に関する決議 日程第3 議案第2号 議会・議員活動の豊富化及び議員報酬の適正化に関する決議 日程第4 議案第3号 令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望 「第1 議会への多様な人材参画及び議会の機能強化」 日程第5 議案第4号 「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望
7月10日 都道府県会長会 （全国町村議員会館） 上田会長・古家局長出席	議 題 日程第1 会議録署名人の指名 日程第2 役員及び都道府県会長の異動 日程第3 報告第1号町村議会議員のなり手不足対策検討会報告書のダイジェスト動画を配信開始 日程第4 報告第2号 町村議会議員のなり手不足対策検討会報告書に係る要請活動 日程第5 報告第3号 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議及び町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議に係る要請活動 日程第6 報告第4号 町村議会の制度に関する検討委員会

	日程第7 報告第5号 議員報酬に関するアンケート調査 日程第8 報告第6号 議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定状況調査 日程第9 報告第7号 国と地方の協議の場（令和6年度第1回） 日程第10 報告第8号 デジタル田園都市国家構想及び地方創生に関する地方六団体との意見交換会 日程第11 報告第9号 自由民主党総務部会・地方行政調査会・地方議会の課題に関するPT合同会議等 日程第12 報告第10号 地方自治法の一部を改正する法律 日程第13 報告第11号 経済財政運営と改革の基本方針2024 日程第14 議案第1号 役員の補欠選任 日程第15 議案第2号 町村議会議員のなり手不足対策の推進に関する決議 日程第16 議案第3号 議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議 日程第17 議案第4号 令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望 日程第18 議案第5号 「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望 日程第19 議案第6号 地方創生10年を期して更なる施策の推進を求める特別要望 日程第20 議案第7号 令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望等の要請活動
10月3日 町村議会の制度に関する検討委員会幹事会 （全国町村議員会館） 古家局長出席	日程第1 協議第1号 第68回議長大会 令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望（案） 「第1議会への多様な人材参画及び議会の機能強化」 日程第2 協議第2号 「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望（案）
10月3日 都道府県事務局長会議 （全国町村議員会館） 古家局長出席	議 題 報告事項1 令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望等に係る要請活動 報告事項2 自由民主党総務部会関係合同会議 報告事項3 町村議会運営研究部会 報告事項4 議員報酬に関するアンケート調査結果の概要 報告事項5 議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定状況調査結果の概要

	報告事項 6 地方議会活性化シンポジウム2024 協議事項 1 第68回町村議会議長全国大会の提出案件 協議事項 2 「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望（案） 協議事項 3 第68回町村議会議長全国大会の運営（案） 協議事項 4 第68回町村議会議長全国大会に係る要請活動（案） 協議事項 5 令和7年度会費の基本的な考え方（案） 協議事項 6 令和7年度会議等予定（素案） その他 1 自由民主党幹部との懇談会（資料なし） その他 2 議会に関する「事例紹介」・「情報提供」
10月15日 町村議会の制度に関する検討委員会 （全国町村議員会館） 上田会長・古家局長出席	日程第1 議案第1号 第68回議長大会 令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望 「第1 議会への多様な人材参画及び議会の機能強化」 日程第2 議案第2号 「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望
10月16日 都道府県会長会 （全国町村議員会館） 上田会長・古家局長出席	議題 日程第1 会議録署名人の指名 日程第2 都道府県会長の異動 日程第3 報告第1号 令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望等に係る要請活動 日程第4 報告第2号 自由民主党総務部会関係合同会議 日程第5 報告第3号 町村議会の制度に関する検討委員会 日程第6 報告第4号 議員報酬に関するアンケート調査結果の概要 日程第7 報告第5号 議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定状況調査結果の概要 日程第8 報告第6号 第68回町村議会議長全国大会の運営 日程第9 議案第1号 第68回町村議会議長全国大会要望書 日程第10 議案第2号 「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望 日程第11 議案第3号 第68回町村議会議長全国大会に係る要請活動 日程第12 その他 1 自由民主党幹部との懇談会（資料なし）

	日程第13	その他2	令和7年度会費等（資料なし）
11月12日 自民党幹部との懇談会 （自民党本部） 上田会長・古家局長出席	開 会 挨 拶 挨拶・要望 懇 談 閉 会	宮路 拓馬 鈴木 俊一 武見 敬三 松山 政司 小渕 優子 渡部 孝樹	法務・自治関係団体副委員長 総務会長 参議院議員会長 参議院幹事長 組織運動本部長 全国町村議会議長会会長 （北海道厚真町議会議長）
11月13日 第68回町村議会議長全国 大会 （NHKホール） 各町村議会議長・古家局 長・丸山書記出席	1 開会のことば 2 国歌斉唱 3 会長あいさつ 4 宣 言 5 来賓祝辞 6 来賓紹介 7 議長団選出 8 議 事 （1）要 望 （2）決 議 （3）特別決議 （4）豪雪地帯対策（全国豪雪地帯町村議会議長会） （5）実行運動方法 9 閉会のことば		

② 九州各県町村議会議長会協議会主催会議

開催日及び会議名等	協 議 事 項 等
令和6年1月9日 九州各県町村議会議長会 協議会 （鹿児島市・ホテルレク ストン鹿児島） 上田会長・古家局長出席	1 開会 2 協議会会長挨拶 3 地元会長挨拶 4 議長選出 5 報告事項 報告第1号 前回採択事項の処理報告 報告第2号 全国会関係事項の報告 6 協議事項 協議第1号 各県提出議題 協議第2号 次期開催県及び開催時期

3月6日 九州各県町村議会議長会 事務局長会 （那覇市・パシフィック ホテル沖縄） 古家局長出席	1 開会 2 座長選出 3 報告事項 （１）全国会関係事項 （２）その他 4 協議事項 （１）各県提出議題 （２）次期開催県及び開催時期 （３）その他 5 閉会
6月20日 九州各県町村議会議長会 協議会 （那覇市・パシフィック ホテル沖縄） 上田会長・古家局長出席	1 開会 2 自己紹介（新会長） 3 協議会会長・地元会長挨拶 4 議長選出 5 報告事項 報告第1号 前回採択事項の処理状況 報告第2号 全国会関係事項の報告 6 協議事項 協議第1号 各県提出議題 協議第2号 第68回町村議会議長全国大会九州地区 提出案件 協議第3号 次期開催県及び時期 7 その他 8 閉会
9月5日 九州各県町村議会議長会 事務局職員研修会 （鹿児島市・ホテルレク ストン鹿児島） 古家局長・丸山書記出席	1 開会 2 当番県あいさつ 3 座長選出 4 協議事項 （１）各県提出議題について （２）次期開催県及び開催時期について （３）その他 5 閉会
9月12日 九州各県町村議会議長会 事務局長会 （大分県別府市・	1 開会 2 座長選出 3 報告事項 （１）全国会関係事項に

KITAHAMA BASE ホテルア ーサー) 古家局長出席	(2) その他 4 協議事項 (1) 各県提出議題 (2) 次期開催県及び開催時期 (3) その他 5 閉会
--	---

(2) 町村の要望内容の実現に向けた国・県等への要望活動

① 第 74 回定期総会における議決事項

第 74 回定期総会で議決した県議長会及び各郡提出要望について、その主旨実現のため、下記のとおり要望した。

要望内容

○ 県議長会提出要望（熊本地震・豪雨災害・森林環境譲与税）

「平成 28 年熊本地震」からの復旧・復興に関する要望

「平成28年熊本地震」及びその後の大雨による豪雨被害は、県内に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となりました。

被災町村では、国・県をはじめ、県内外自治体職員の派遣及び支援を受け、創造的復興に向けた取り組みを着実に進めております。

しかしながら、被災町村は中山間地も多く、財政基盤も脆弱であり、加えて原油価格・物価の高騰が、社会的・経済的に大きな影響を及ぼしている中であっては、特に国や県による中長期にわたる継続的な支援が不可欠であります。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望いたします。

記

○ 被災町村の財政負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置の継続

熊本地震からの復旧・復興には長い年月と多額の費用が必要であり、被災町村が安心感をもって事業に取り組むことができるよう、被災町村の財政負担の最小化と中長期の財源確保のための特別な財政措置を継続すること。

「令和２年７月豪雨災害」からの復旧・復興に関する要望

「令和２年７月豪雨災害」は、県南部を中心に、県内各地で河川の氾濫、土砂崩れ等の甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となりました。

また、多くの人々が避難を余儀なくされるとともに、家屋、道路、河川、鉄道に加え、電気・水道といったライフライン、さらには、農林水産業や地場産業にまで深刻な被害が生じ、住民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼしております。

被災町村では、国や県をはじめ、県内外の自治体職員の派遣及び支援を受け、復旧・復興作業に全力で取り組んでおりますが、中山間地も多く財政基盤も脆弱な町村においては、国や県による強力な支援が不可欠であります。

加えて、原油価格・物価の高騰により厳しい状況が続く中、生活者支援や復旧・復興活動には、前例のない新たな課題への対応が求められます。

よって、今回の豪雨災害について、早期の被災者支援及び復旧・復興を進めるとともに、地域住民の安全を確保するため、下記事項の実現を図るよう、強く要望いたします。

記

１ 公共土木施設等の早期復旧

道路、河川、橋梁及び上下水道など公共土木施設の災害復旧事業、災害対策関連事業及びその調査の早期実施について、町村が進めるまちづくりと連携した特段の措置を講じること。

公共土木施設等の早期復旧、現場対応、自治体支援に必要な関係機関の人員についても確保・派遣を行うこと。

特に、国の権限代行により実施中である球磨川に架かる橋梁及び関連する国道219号ほか、県道の復旧について、迅速に進めるため必要な財源を確保し、人員の確保を支援すること。

災害復旧事業の実施にあたっては、単なる原形復旧にとどまることなく、従前の機能・安全性を増加させ、国土強靱化に資する復旧となるよう努めること。

また、令和４年９月の台風14号の直撃による令和２年被災箇所の増破や復旧需要の増大で、重変協議や入札不調等により災害復旧工事の発注がままならない状態が続いており、余裕工期はもとより標準工期が確保できず、通常の事業期間（３年間）での事業完了が厳しいことが予想されるため、事業期間の延長を図ること。

２ 流域住民の安全・安心に向けた抜本的な治水対策

令和２年の豪雨により球磨川流域を中心に多くの氾濫箇所では激甚な災害が発生したことから、将来に向かって流域住民が生命の危機に晒されることなく安全・安

心が確保され、さらには、豊かな自然の恩恵を引き続き享受できるよう、「緑の流域治水」理念のもと、国、県連携した新たな流水型ダムを含む「球磨川水系流域治水プロジェクト」を強力に推進すること。

3 孤立集落解消に向けた生活インフラ復旧に対する支援

迂回路のみが復旧するなど、条件付きで孤立が解消された集落の生活再建に向け、アクセス改善を図ること。

4 鉄道の早期復旧に向けた支援

甚大な被害を受けたくま川鉄道及びＪＲ肥薩線については、地域を結ぶ生活・経済・観光の背骨であり、将来の持続可能な運行も含めた復旧に対する強力な支援及び必要な予算額を確保すること。

また、鉄道不通が長期になることが見込まれており、通学支援等のために、鉄道事業者が行う代替バスの運行経費等に対して特別な支援を講じること。

さらに、令和５年４月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」等の改正を踏まえた地域公共交通ネットワークの再構築にかかる社会資本整備総合交付金の制度等について、鉄道の復旧に活用できるよう格段の配慮を行うこと。

5 交付税による財政措置

災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保並びに災害復旧事業の財源となる地方債所要額の確保を行うとともに、当該地方債に係る交付税措置の拡充を図ること。

また、国庫補助事業では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、各町村が単独で実施する事業への特別交付税措置等を講じること。

6 被災町村の人員体制の強化に向けた強力な支援

被災町村の再生に向け、全国から中長期的な支援が決定されているが、引き続き人的支援体制の強化及び財政支援の拡充と継続した支援を講じること。

7 被災企業への施設・設備の復旧を図るため「なりわい再建支援補助金」等の予算確保

熊本地震とコロナ禍の二重苦により、中小事業者の経営が極めて厳しい状況にある中、令和２年の大災害により、三重苦となった。「なりわい再建支援補助金」の創設により多くの事業者が再建に着手できたことには感謝の意を表するが、治水対策等により、申請を保留せざるを得ない被災企業も依然として存在している。このようなことから、被災企業について、経営継続のための金融面での力強い支援とともに、地域の雇用の維持・確保につながる手厚い支援を講じること。

また、「なりわい再建支援補助金」及び「被災小規模事業者再建事業」について、

本年度予算の繰越及び次年度以降の予算確保など、今後も必要な財政支援措置を講じること。

8 農林水産基盤の復旧及び農林水産業に対する支援

農地・農業用施設、治山・林道等に係る災害復旧事業の早期実施について、特別な財政措置を講じ、十分な予算を確保するとともに、復旧が長期にわたることを踏まえて、事業期間の延長を図ること。

また、林道災害復旧事業における重要変更協議において、引き続きリモート協議を積極的に取り入れていただきたい。

9 教育・文化環境・コミュニティ施設の早期復旧等

被災を契機として義務教育学校へ再編する学校施設については、移転改築による復旧相当額を措置するなど特別な財政支援を講じること。

また、被災した地域・集落における地域コミュニティの場として利用されてきた施設及び用具、県・町村指定も含めた文化財等の早期復旧について、技術的支援や特別な財政支援措置を含めた全面的な支援を講じること。

10 住宅適地の確保等に対する支援

住宅適地に乏しい狭隘な地形が多い当該地域における安全・安心な復興まちづくりには、新たな宅地の造成や道路、公園・緑地などの生活インフラの整備等が必要不可欠であり、他の地域以上に費用負担が見込まれるため、特別かつ強力な財政措置を講じること。

11 感染症対策

上記それぞれの関連項目については、感染症対策の観点から、下記の項目について支援措置を講じること。

- (1) 仮設住宅等に対する必要な資器材や専門人材・ノウハウの提供
- (2) 地域外からの応援職員等に対する感染防止対策の支援、また長期化も懸念される復旧・復興活動に対するきめ細かな支援
- (3) その他、被災町村において必要となる感染防止対策や感染者が発生した場合の万全の支援措置

森林環境譲与税の譲与基準の更なる見直しを求める要望

森林環境税及び森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、県内各町村でも、森林整備や人材育成・担い手の確保に向けた新たな財源として活用しているところです。

一方、森林面積が多く、過疎化の進む町村にとっては、保水力低下に伴う洪水氾濫や山腹崩壊等による災害を未然に防ぐため、早急な森林整備も必要となっております。

森林環境譲与税は、現在、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で案分して譲与されております。

令和6年度の地方税制改正により、私有林人工林面積の譲与割合を総額の10分の5.5に引き上げ、人口の譲与割合を10分の2.5に引き下げられる見込みであります。今後、森林整備を効果的に推進していくためには、より多くの財源が必要となってくることから、更なる譲与基準の見直しを行うよう強く要望いたします。

○ 各郡提出要望（21件）

	件 名	提出郡名
第1	国道の整備促進について	下益城郡
第2	水道国費補助制度について	下益城郡
第3	地域高規格道路（有明海沿岸道路）熊本県側の早期整備について	玉名郡
第4	国道443号、県道玉名 ^{やめ} 八女線の道路網の早期整備について	玉名郡
第5	国道443号4車線化及び県道熊本空港線の道路改良整備促進について	菊池郡
第6	阿蘇くまもと空港のアクセス道路改善と阿蘇観光ルートの改善について	菊池郡
第7	中九州横断道路の早期整備について	菊池郡
第8	南阿蘇鉄道株式会社への財政支援について	阿蘇郡
第9	阿蘇地域における道路網の整備促進について	阿蘇郡

第 10	九州中央自動車道の早期完成及び主要地方道矢部阿蘇公園線未整備区間の早期着工並びに熊本都市圏南連絡道路の実現について	上益城郡
第 11	熊本都市圏南東部地域の道路網の強化について (一般県道 ^{ろっか あきつしんまち} 六嘉秋津新町線の抜本的整備)	上益城郡
第 12	益城町の平成 28 年熊本地震からの復旧復興について (都市計画道路益城中央線(主要地方道熊本高森線)の早期整備) (益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の推進)	上益城郡
第 13	^{やかたがわ} 矢形川改修事業の促進について	上益城郡
第 14	宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格について	八代郡
第 15	令和 2 年 7 月豪雨からの早期の復旧・復興への支援について	葦北郡
第 16	交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について	葦北郡
第 17	球磨川における抜本的な治水対策の促進について	球磨郡
第 18	豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について	球磨郡
第 19	球磨地域幹線道路網の整備促進について	球磨郡
第 20	雇用対策について	球磨郡
第 21	天草地域の道路整備促進について	天草郡

要望活動

○ 理事による面談要望（令和 6 年 5 月 9 日）

【要望先】

(熊本県)

木村 敬 知事
竹内 信義 副知事
亀崎 直隆 副知事

小金丸 健 総務部長
富永 隼行 企画振興部長
小原 雅之 環境生活部長
三輪 孝之 商工労働部長
千田 真寿 農林水産部長
宮島 哲哉 土木部長
府高 隆 理事兼球磨川流域復興局長

(熊本県議会)

山口 裕 議長
高木 健次 副議長

(自由民主党熊本県支部連合会)

前川 収 会長
松田 三郎 幹事長
坂田 孝志 総務会長
吉永 和世 政務調査会長
藤川 隆夫 県議団団長

【要望者】

上田 孝	会長	(下益城郡美里町議会議長)
松尾 純久	副会長	(玉名郡玉東町議会議長)
桐原 則雄	副会長	(菊池郡大津町議会議長)
西澤 正	理事	(阿蘇郡産山村議会議長)
藤澤 和生	理事	(上益城郡山都町議会議長)
宮内 道則	理事	(葦北郡芦北町議会議長)
黒木 正照	理事	(球磨郡相良村議会議長)
野崎 幸洋	理事	(天草郡苓北町議会議長)

【各郡提出要望に対する熊本県からの経過報告】

各郡提出要望に対して、熊本県からいただいた経過報告は以下のとおりである。

要望事項	対応状況
1 国道の整備促進について (下益城郡提出)	【土木部】 【国道 443 号の事業促進について】 ○ 要望区間については、佐俣地区から岩野地区の 1.4 k m 区間は改良済みであるが、歩道がなく、先線については、曲線区間が連続し、視認性の悪い区間があることは認識している。 ○ 令和 3 年度には、現地において、美里町長や地元県議の皆様から、具体的な要望を伺ったところ。 ○ 要望区間については、令和 3 年度に「通学路交通安全プログラム」に位置付けられており、令和 5 年度は測量及び予備設計を実施し、交通安全に必要な対策の検討を行った。 ○ 令和 6 年度は、地元説明を行い、詳細設計を進めている。 【国道 445 号の事業促進について】 ○ 要望区間は、地形が急峻であり、2 車線での改良には多大な費用と時間を要することが想定されるため、地域の実情に合った効果的・効率的な対策が必要であると認識。 ○ そのため、線形の悪い箇所の改善や待避所の設置などを組み合わせた 1.5 車線の整備手法により約 3.8 km 区間の整備に着手しており、引き続き、事業効果の最大化及び早期発現に向けた取組みを推進していく。

要望事項	対応状況
2 水道国庫補助制度について (下益城郡提出)	【環境生活部】 ○ 美里町の要望内容については、昨年度に引き続き、県の令和6年度政府要望（上期、下期）において、同町での簡易水道整備（甲佐町水道事業の余剰水活用による整備）のような取組みも国庫補助の対象としていただくよう、要望を行ったところ。 ○ なお、本年度、九州地方整備局の国庫補助に係るヒアリングを受けた際にも、美里町における簡易水道整備に関して本県から支援の必要性を訴えているが、実現には至っていない状況。 ○ また、簡易水道事業に対する国庫補助の要件緩和等については、本県の政府要望をはじめ、全国環境衛生・廃棄物関係課長会議や全国簡易水道協議会における要望など、様々な機会を捉えて国への要望を継続している。 <参考> 【現状】 ・ 美里町では水道未普及地域の解消に向け、令和5年度から新たな簡易水道整備を進めている。（総事業費：約30億円） ・ 町としては、上記の水道整備にあたり、甲佐町水道事業の余剰水を活用することとし、水源を含む水道施設を共同利用するなど整備に係る費用削減等を図っている。（現時点で、この取組みについては国庫補助の対象外） 【課題】 ・ 既存簡易水道の区域拡張を行う場合は、給水人口が5,001人以上となり、上水道事業に移行する必要があるが、この場合は地方財政措置が受けられない。 ・ なお、既存簡易水道事業の給水区域の10km以内で、新たな簡易水道事業を創設する場合は、採択要件を満たさず簡易水道等施設整備国庫補助金の対象外となる。 ・ 上記の2案を比較検討したうえで、美里町としては、町実質負担がより少なくなる後者を選択したが、補助対象外であるため、町の実質負担が大きく（※）、補助制度の要件緩和や創設が必要である。 ※ 総事業費約30億円のうち、地方財政措置を加味し、町実質負担額は約13億円となることを想定 ・ 同町の要望に関しては、国が同町に直接ヒアリングを行った際、本県も同席し、支援の必要性を訴えているが、実現には至っていない状況。

要望事項	対応状況
3 地域高規格道路 有明海沿岸道路 （熊本県側）の早期整備について （玉名郡提出）	【土木部】 ○ 平成26年6月に「大牟田市～長洲町」間の計画段階評価が完了し、平成27年4月に都市計画決定を行った。 ○ 令和4年1月には国において、三池港IC連絡路の工事に着手。現在、大島高架橋の橋脚工事が着実に進捗しており、今年度から上部工工事に着手された。 ○ 令和5年4月には「荒尾道路」（荒尾市荒尾～大島間2.2km）が事業化された。また、「長洲町～玉名市」間については、令和5年12月4日に、国において、事業化に向けた手続きとなる第1回計画段階評価が実施された。 ○ また、令和6年2月には「荒尾道路」の中心杭打ち式が開催され、本格的な現地測量に着手したところ。 ○ 令和6年11月には、建設促進大会を開催し、整備推進に向けて国への要望活動を行った。 ○ 今後も引き続き、「三池港IC連絡路」および「荒尾道路」の整備推進、「荒尾市～長洲町」間の早期事業化、「長洲町～玉名市」間の計画段階評価の早期完了、「玉名市～熊本市」間の早期事業化に向けた取組みの推進を国に求めている。

要望事項	対応状況
4 国道 443 号、県道玉名八女線の道路網の早期整備について (玉名郡提出)	【土木部】 【一般国道 443 号の整備促進】 ○ 関東地区については、令和 6 年 9 月に工事を発注し、1 月に完成した。 ○ 相谷地区においては、令和 6 年 11 月に現地測量など具体的な検討に着手したところ。今後、町や地元と連携しながら進めていく。 【玉名八女線の整備促進】 ○ 玉名八女線については、地域の方々の生活を支え、また、福岡県南部地域と熊本県北部地域を結び、両地域の産業・経済・観光振興などに寄与する重要な道路であることを十分に認識している。 ○ 歩道の設置について、現在、通学路となっている上坂下地内の歩道整備を進めており、早期完成を目指しているところ。 ○ 管内には同様の対策が必要な箇所が複数あり、厳しい財政事情も踏まえ、効果的な事業推進を図る観点から、箇所の選択と集中を行い、事業効果の早期発現を目指している。 ○ 御要望の未改良区間(600m)については、現在、和水町で取り組んでいる箇所の完了時期を見据えた着工を予定しており、令和 6 年度は、測量設計に着手した。 ○ 矢部谷峠を貫通する隧道については、多大な費用と時間を要するため、まずは整備効果の検証が必要であると考えており、現在、福岡県とも連携しながら整備効果の基礎データとなる情報収集に取り組んでいる。

要望事項	対応状況
5 国道 443 号 4 車線化及び県道熊本空港線の道路改良整備促進について (菊池郡提出)	【土木部】
	【国道 443 号 4 車線化】 ○ 国道 443 号 4 車線化については、現在、空港北拡幅を進めており、令和 5 年 12 月に大津町の下町交差点の右折レーンの延伸工事を完了している。引き続き、バイパス区間の用地買収や改良工事を推進して参る。 ○ 御要望の区間については、阿蘇くまもと空港とセミコンテクノパークのアクセス強化、利便性向上の観点からも重要な区間であると認識している。 ○ 今後、空港北拡幅の進捗状況や、今後の交通量の変化等を注視しながら、整備の時期を見極めて参る。 【県道熊本空港線】 ○ 今後、TSMC の進出を契機として、セミコンテクノパークを含む菊池南部地域では半導体関連企業の更なる集積により、国内外からビジネス客等の移動や半導体関連製品の輸送の増加が見込まれることから、阿蘇くまもと空港北側からのアクセス強化は重要であると認識している。 ○ 現在、菊陽町と連携して整備を進めている都市計画道路菊陽空港線が完成すれば、その先線として接続する県道熊本空港線を経由することで、企業集積地と空港が新たに直接結ばれることとなる。 ○ 今後、信頼性の高い道路ネットワークの構築に向けて、県道熊本空港線の線形不良な箇所の局部的な改良に取り組んでいく。

要望事項	対応状況
6 阿蘇くまもと空港のアクセス道路改善と阿蘇観光ルートの改善について (菊池郡提出)	【土木部】
	【県道岩坂陣内線の延伸について】 ○ 県道岩坂陣内線を延伸する地域は、大津側と空港側で約 100mの高低差がある急峻な地形で、土砂災害警戒区域にも指定されている。そのため、新たな道路の建設には、多大な事業費を要し、また、防災面に十分に配慮した慎重な検討が必要である。このように、県道岩坂陣内線を延伸する新たなルートの整備には多くの課題があり、現時点では、事業化は難しいと考えている。 【山西大津線の改良について（森橋架け替え）】 ○ 山西大津線森橋は、昭和 30 年に架設された橋梁である。これまでに橋脚や桁の補強・補修などを実施し、健全性を確保している。要望の架け替えについては、同年代に架設された橋梁が多数あることから、今後も引き続き、長寿命化計画に基づく、橋梁点検及び点検結果に基づく補修等を行いながら健全性を確保し、適切な時期に架替えについて検討していく。

要望事項	対応状況
7 中九州横断道路の早期整備について (菊池郡提出)	【土木部】 ○ 令和2年度に、大津熊本道路（合志～熊本）9.1km が事業化され、現在、国において用地取得及び工事が進められている。事業の更なる加速化に向けて、県としても用地の先行取得を行っている。 ○ 令和4年度に、大津熊本道路（大津西～合志）4.7km が事業化され、調査・設計が進められており、令和6年3月に都市計画の変更手続きが完了し、今年度から用地買収に着手。 ○ 令和5年度に、中九州横断道路「熊本北～下硯川」間（熊本環状連絡道路）の計画段階評価及び都市計画決定の手続きが完了。 ○ 令和6年4月に、「大津道路」4.8km が事業化され、調査・設計が進められており、令和7年1月19日に中心杭打ち式が開催される予定。 ○ 令和6年4月に開催した「第2回熊本県中九州横断道路事業調整会議」において「大津西IC～下硯川IC」間について、有料道路事業を導入し早期整備を実現するよう国に提案。 ○ 引き続き、事業中区間の整備推進とともに中九州横断道路「熊本北～下硯川」間（熊本環状連絡道路）の早期事業化、「大津西IC～下硯川IC」間の早期整備に向けた有料道路事業の導入を国に求めている。

要望事項	対応状況
8 南阿蘇鉄道株式会社への財政支援について (阿蘇郡提出)	【企画振興部】
	○ 県としては、これまで以下のとおり、南阿蘇鉄道株式会社への財政的支援を行ってきた。今後も引き続き、鉄道施設及び車両更新に係る必要な予算確保に努め、南阿蘇鉄道の早期復旧及び安全対策を後押ししていく。 【災害復旧事業費について】 ・ 国・南阿蘇村と共に、復旧費の 1/4 を南阿蘇鉄道へ補助。 【設備投資について】 ・ 予算漸減により国庫補助金が満額配分されない状況の中においても、全事業について、要望額満額の 1/3 補助を維持。 ○ また、令和 6 年 3 月に鉄道事業再構築計画を変更し、中長期的な設備投資等に対して、全国に先駆けて、国の社会資本整備総合交付金による財政支援を継続的に得られることとなった。

要望事項	対応状況
9 阿蘇地域における道路網の整備促進について (阿蘇郡提出)	【土木部】 【構想路線 日田阿蘇道路の事業化の実現】 ○ 日田阿蘇道路については、九州横断自動車道長崎大分線と中九州横断道路を南北につなぎ、九州の広域観光周遊ネットワークの構築や、災害時における代替機能の強化など、広域道路としての役割が期待されるため、今後、地域の実情に応じて必要な検討を行う構想路線として位置付けている。 ○ 本路線の役割・機能をより明確化・具体化していくためにも、まずは、中九州横断道路の1日も早い早期完成が不可欠と考えており、国に早期整備を働きかけて参る。 【県道北里宮原線道路改良早期完成について】 ○ 県道北里宮原線については、用地買収が完了した北里工区の東側の（尻江田地区）0.4km について、順次改良工事に取り組んでおり、その内、0.3km は、令和4年11月までに供用した。 ○ 本県道と交差する旧国鉄宮原線の幸野川橋梁がある西村地区の0.2km については、町の橋梁補修工事と連携し、令和2年度に工事着手し、令和3年11月に供用した。 ○ 北里工区の起点側（北里本村地区）の0.1km 区間は、本県道と旧国鉄宮原線の北里橋梁の交差部において、建築限界の基準（H=3.8m）を満たしていないことから、県道を切り下げる工事を実施し、今年度に完了した。 ○ 他の御要望の区間につきましては、現在、事業に取り組んでいる区間の進捗状況等を踏まえながら、整備の着手時期を見極めて参る。 【県道高森停車場線】 ○ 高森駅及び駅周辺の再整備によるまちづくりは、南阿蘇地域の創造的復興に繋がる重要な取組みと認識。 ○ 町におかれては、これまで駅舎のリニューアル等に取り組まれているが、県としては、高森駅前から高森町観光交流センター前までの区間を第一期工事として無電柱化に取り組むとともに、歩道部の舗装復旧において石畳状のパターンを付けた舗装を実施し、令和5年度末に整備を完了した。引き続き、令和6年度より第二期工事区間に着手しており、良好な景観形成を図りながら安全な通行を確保したい。

	○ 併せて、要望区間を「阿蘇管内自転車ネットワーク計画」に位置付け、自転車走行空間整備に取り組んでおり、これらの事業を活用しながら安全な通行確保と観光周遊の誘導を図りたい。 ○ 変則交差点については、R3通学路合同点検の対策必要箇所となっており、対策の実施にあたっては用地交渉など地元の協力が必要不可欠なことから、町の協力を得ながら取り組んで参りたい。 【主要地方道竹田五ヶ瀬線】 ○ 竹田五ヶ瀬線は、大分県・熊本県・宮崎県の3県にまたがる道路であり、生活道路のみならず観光道路としても重要な役割を担う路線と認識している。 ○ 平成30年度から事業に着手し、現在、高森町津留工区（L=0.7km）において改良工事を実施している。今後も引き続き、早期完成を目指し、整備を推進して参る。 【県道津留柳線】 ○ 津留柳線は、高森町と山都町の山間部に点在する集落を結ぶ道路であり、住民生活に密着した路線と認識している。 ○ 現在は、地元要望の強い津留～野尻間（3km区間）で順次改良工事を実施している。今後も引き続き、早期完成を目指し、整備を推進して参る。 【県道28号熊本高森線】 ○ 熊本高森線は、合併後の南阿蘇村中央部を東西に走る基幹道路であり、沿線に点在する温泉や観光スポットを結ぶ主要な観光ルートであると認識している。 ○ 現在、幅員狭小区間である、南阿蘇村久石工区（現道拡幅L=1.96km 平成24年度着手）の整備を行っており、令和5年度までに0.6kmの供用を行った。今後も引き続き、早期完成を目指し、整備を推進して参る。 【主要地方道矢部阿蘇公園線】 ○ 矢部阿蘇公園線については、山都町御所地区において平成22年度から道路改良を行い、令和元年度に事業を完了したところ。 ○ 未供用区間の整備については、「自然環境」や「建設コスト」等多くの課題がある一方で、熊本地震の状況も踏まえ、災害発生時の避難路の確保という視点が求められている。 ○ このため、道路がつながることによる効果等について
--	--

	て、改めて多方面から調査、検証を進めることとし、地元自治体と連携し、観光産業、体験レジャー、農産物など地域資源を調査するため、令和元年より関係団体等にヒアリングを実施中。また、令和5年から令和6年にかけて道路の利用意向や目的、旅行費用などに関する観光客向けのアンケートを実施したところ。 ○ 上益城と阿蘇地域の往来が強化されることにより、複数の資源が融合し、様々な効果が見込まれるため、今後、アンケート結果を踏まえ、更なる定量化に向けた算定作業を進める。 ○ 現在、地元自治体と連携し、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジ開通後の新たな要素の融合による効果検証を進めるとともに、ルートを含む事業手法について検討している。 【県道堂園小森線（206号）】 ○ 西原村区間については、線形不良等により道路整備の緊急性が高い中央部の約0.6km区間（中工区）を先行整備し、平成28年度、供用開始を行ったところ。 ○ 供用済みの中央部から西側に向けた0.5km区間（西工区）は、令和4年度に用地買収が完了し、改良工事を推進している。また、東側0.5km区間（東工区）については、現在、用地買収に取り組んでいる。今後も引き続き、早期完成を目指し、事業を推進して参る。 【県道山西大津線】 ○ 当該事業は、鳥子（とりこ）地区から山西小学校へ通学する児童等、歩行者の安全を確保するための歩道整備。 ○ 令和元年度に工事に着手、完成した区間から順次供用しているところ。 ○ 残る未施工区間についても、既に設計が完了しており、令和8年度の工事完了に向け事業を推進して参りたい。 ○ 通学路における草刈りについては、児童の安全が確保できるよう対応して参りたい。
--	---

要望事項	対応状況
10 九州中央自動車道の早期完成及び主要地方道矢部阿蘇公園線未供用区間の早期着工並びに熊本都市圏南連絡道路の実現について (上益城郡提出)	【土木部】
	【九州中央自動車道の早期完成について】 ○ 「山都中島西IC～山都通潤橋IC」間については、令和6年2月11日に開通。 ○ 「矢部～蘇陽」間については、令和3年度に計画段階評価が完了。このうち、令和4年度に事業化された「矢部清和道路」において、今年度から用地買収に着手。 ○ 令和2年度に事業化された「蘇陽五ヶ瀬道路」については、令和5年11月に工事に着手。 ○ 「矢部清和道路」、「蘇陽五ヶ瀬道路」の整備推進並びに、未事業化区間である「清和～蘇陽」間の早期事業化を国に働きかけていく。 【主要地方道矢部阿蘇公園線未供用区間の早期着工について】 ○ 矢部阿蘇公園線については、山都町御所地区において平成22年度から道路改良を行い、令和元年度に事業を完了したところ。 ○ 未供用区間の整備については、「自然環境」や「建設コスト」等多くの課題がある一方で、熊本地震の状況も踏まえ、災害発生時の避難路の確保という視点が求められている。 ○ このため、道路がつながることによる効果について、改めて多方面から調査、検証を進めることとし、地元自治体と連携し、観光産業、体験レジャー、農産物など地域の特性・資源に着目し、これらに関係する団体等にヒアリング及び観光客向けのアンケートを実施中。 ○ 上益城と阿蘇地域の往来が強化されることにより、複数の資源が融合し、様々な効果が見込まれるため、今後、アンケート結果を踏まえ、更なる定量化に向けた算定作業を進める。 ○ 現在、地元自治体と連携し、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジ開通後の新たな要素の融合による効果検証を進めるとともに、ルートを含む事業手法について検討している。 【熊本都市圏南連絡道路の実現について】 ○ 令和3年6月に策定した「熊本県新広域道路交通計画」において、高規格道路として位置付けた、「熊本都市圏北連絡道路」、「熊本都市圏南連絡道路」、「熊本空港連絡道路」の早期実現に向けては、現在、国の協力を得ながら熊本市と連携を図り、取組みを進めていると

	ころ。 ○ 令和5年11月には、県と熊本市で、有識者委員会を設置し、「住民参加型の道路計画検討」に着手。現在、第2回有識者委員会の開催に向けて、ルート帯や主な道路構造などの概略計画策定に向けて取り組んでいるところ。 ○ また、県内全ての市町村が参画する「熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会」にて、令和6年11月に国へ要望活動を行った。
--	--

要望事項	対応状況
11 熊本都市圏南東部地域の道路網の強化について (上益城郡提出)	【土木部道路整備課、都市計画課】
	【主要地方道小川嘉島線】 【県道六嘉秋津新町線】 ○ 熊本都市圏南東部の渋滞対策については、熊本都市圏総合交通戦略に基づき、熊本市と連携し、調査検討を進めている。 ○ これまでの調査により、熊本都市圏南部の交通渋滞には都市圏南部と熊本市東部を接続する道路を整備することで、渋滞緩和やアクセス向上の効果が高いことを確認したところ。 ○ 現在、熊本市南区城南町から、小川嘉島線、六嘉秋津新町線を経由して熊本高森線に接続する新たなルートについて熊本市と協議を重ねている。 ○ 引き続き、熊本市と連携するとともに、沿線自治体の意向を確認しながら、渋滞解消に有効な道路ネットワークを具体化して参る。

要望事項	対応状況
12 益城町の平成 28 年熊本地震からの復旧復興について (都市計画道路益城中央線(主要地方道熊本高森線)の早期整備) (益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の推進) (上益城郡提出)	【土木部】 ○ 熊本地震からの創造的復興のシンボルとなるまちづくりを支援する事業として、都市計画道路益城中央線(主要地方道熊本高森線)の4車線化事業と益城中央被災市街地復興土地区画整理事業にはスピード感を持って取り組んでおり、国に対しても復興まちづくりに必要な事業への予算確保や地方負担の軽減など支援の継続について要望している。 ○ 益城町の創造的復興を一日も早く実現するためには、住民との合意形成やまちづくりの推進について、町及び町議会が事業主体である県と一体となり主体性を持ち、しっかりと取り組んでいただくことが不可欠なので、引き続き、最大限の協力をお願いする。 ＜参考＞ 【益城中央線の早期整備】 ○ 4車線化事業について、用地取得は、令和6年9月までに全て完了しており、工事は、全体延長3.8km※)のうち、同年4月までに起点の熊本市側から益城町惣領までの約1.6kmにおいて、4車線で供用済。 ○ 引き続き、一日も早い完成に向けて、着実かつ速やかに工事を進めていく。 ※本(街路)事業による整備区間：3.2km ＋ 土地区画整理事業による整備区間：0.6km 【土地区画整理事業の推進】 ○ 土地区画整理事業については、令和6年12月末時点で、全体482画地のうち、465画地(約97%)で仮換地指定を行い、316画地(約66%)で造成工事に着手、218画地(約45%)で工事を終え、宅地を権利者へ引き渡した。 ○ 引き続き、町と連携しながら仮換地指定を推進するとともに、一日も早い完成に向けて、着実かつ速やかに工事を進めていく。

要望事項	対応状況
13 矢形川改修事業の促進について (上益城郡提出)	【土木部】
	○ 近年、矢形川沿いの嘉島町や御船町では、気候変動の影響による降水量の増加や商業施設の建設や宅地化の進行などに伴い、水害リスクの増加への対応が必要と認識している。
	○ 御船町等においては、洪水時の河川水位上昇に伴う内水氾濫により、農地の冠水が頻発化しているため、継続して河川水位を下げる掘削や支障木伐採を実施するとともに、堤防天端の舗装による堤防補強等の対策に取り組んでいる。
	○ また、内水被害の軽減に向けて御船町が設立した御船町内水対策検討プロジェクトチームに、引き続き、県もメンバーとして参加し協働して進めていく。
	○ 併せて、農地防災ダムである天君ダムの活用などを含め、流域治水の考え方で、令和6年度に緑川水系河川整備計画策定し、今後も、矢形川の治水安全向上に向けて関係者と連携し取り組んでいく。

要望事項	対応状況
14 宇城氷川スマートインターチェンジアkses道路の県道昇格について (八代郡提出)	【土木部】
	○ 県南地域の産業振興等の活性化を図るため設置された宇城氷川スマートインターチェンジは、供用開始から約10年経過し、ここにつながる町道の交通量が年々増加するなど、近年は地域の幹線道路ネットワークとしての役割を担っているものと認識している。
	○ このような状況も踏まえ、県道としての可能性を検討しているところ。

要望事項	対応状況
15 令和2年7月豪雨からの早期の復旧・復興への支援について (葦北郡提出)	【土木部】 【農林水産部】
	1 球磨川沿線における道路整備と橋梁の複数化による強靱化の取組 ○ 球磨川沿線の国県道および市町村道の災害復旧事業については、国の代行事業により施行されているところ。 ○ その取組みの中で、単に元の形に戻すだけでなく、被害にあわれた住民の方の生活再建と市町村の復旧復興計画を後押しするような、道路の復旧・復興が重要であることは認識している。 ○ 今後も、これまで同様、その認識のもと、国、県、市町村で連携し、道路の強靱化実現とその早期完成に向けて取り組んでいく。 2 被災農地等の早急な復旧及び事業継続体制の確保と支援 ○ 持続可能な農業を実現するためには、農業生産基盤の整備が必要不可欠なものと認識している。 ○ 現在、事業実施中の芦水地区(水俣市・芦北町・津奈木町)、国見地区(芦北町)、水俣地区(水俣市)については、本年度の必要な予算を確保できており、今後とも、事業効果の早期発現に向けて、必要な予算の確保と事業の着実な進捗に努める。 ○ 将来の営農を見据え、農地の区画拡大を行い、担い手農家へ8割を集積するとともに、ばれいしょ等の新たな作物を導入する計画。 ○ また、令和2年7月豪雨で被災を受けた吉尾地区や白木地区、大尼田地区では区画拡大や担い手への農地集積等ほ場整備による創造的復興に向けて町と連携し取り組んでおり、令和6年度から芦北東部地区として事業に着手、令和12年度の完了を目標に取り組んで参る。 <参考> 【芦北東部地区の概要】 ・ 事業名：芦北東部地区中山間地域総合整備事業 ・ 関係市町村：芦北町 ・ 受益面積：32.1ha（吉尾工区 8.8ha、大尼田工区 13.9ha、白木工区 9.4ha） ・ 事業内容：区画整理工 32.1ha ・ 総事業費：1,751,000 千円 ・ 事業工期：R6～R12 ・ 負担割合：国 55% 県 30% 町 10% 受益者 5%

	（受益者負担については、中山間地域基盤整備加速化事業により軽減を図る。） ・ その他：豪雨災害により地区内の約 4 割の農地が被災 【山地災害】 ○ 葦北郡管内の山地荒廃箇所の復旧については、国の直轄代行（特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業）により、災害関連緊急治山事業 27 箇所（芦北町 25 箇所、津奈木町 2 箇所）、治山施設災害復旧事業 8 箇所（芦北町 8 箇所）を実施し、令和 5 年 9 月末までに全箇所の復旧工事が完了した。 ○ また、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 ヶ年間で治山激甚災害対策特別緊急事業 24 箇所（芦北町 20 箇所、津奈木町 4 箇所）を県が実施することとしており、令和 6 年 3 月末時点で 11 箇所に着手し、6 箇所が完了している。 ○ 森林の多面的機能発揮のため、間伐の推進や丸太を活用した土砂流出防止施設を設置するなど、災害に強い森林づくりに取り組むこととしている。 3 不知火海の再生のための水産業等への支援 ○ 藻場は、水産業にとって重要な役割を果たしており、藻場の減少は本県にとっても重要な課題である。 引き続き、漁業者や地域の住民が行う藻場造成や干潟の耕うん等の保全活動を支援するとともに、有用な海藻類の増殖技術の開発・普及に取り組んでいく。 ○ 令和 5 年度に、県水産研究センターが地元漁業者と共同で、芦北沖の底質調査を行い底泥のサンプリングを行った。その結果、底質は泥が多かったが、県水産研究センターに過去の底質データがないことから、海図に示されている底質と比較したところ変化はなかった。 過去のデータがなく比較ができないことから、土砂の流入と漁獲量の関係は比較できなかった。地元漁協にも調査結果と併せてその旨説明し、理解を得たところ。 ○ 栽培漁業関連事業やヒラメ・ガザミ等の放流事業については、令和 6 年度は、不知火海にヒラメ 3 5 万尾、マダイ 5 4 万尾、ガザミ 5 1 万 7 千尾、カサゴ 6 万 7 千尾、アジアカエビ 4 5 1 万尾、クルマエビ 2 7 万尾、ヨシエビ 7 0 万尾を放流。 今後も、不知火海の重要な水産資源であるヒラメやエ
--	---

	ビ類などの種苗放流を、熊本県栽培漁業地域展開協議会と連携して行ない、水産資源の増殖を図って参る。 <参考> 事業名：水産多面的機能発揮対策事業 R6 当初予算 19,599 千円（R5 予算 19,599 千円） 事業概要：水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮を図るため、漁業者や地域の住民が行う藻場・干潟等の保全活動を支援する。 事業名：さかなを守り育む豊かな海づくり事業 R6 当初予算 177,488 千円（R5 予算 177,006 千円） 事業概要：地元市町、漁協、くまもと里海づくり協会から構成される「熊本県栽培漁業地域展開協議会」等が行なうマダイ、ヒラメ等の種苗放流への継続した支援する。 事業名：有明海再生事業のうち八代海エビ類共同放流促進事業 R6 当初予算 4,287 千円（R5 予算 4,287 千円） 事業概要：八代海におけるエビ類の資源増殖に向けて、「八代海エビ類共同放流協議会」が実施する共同放流事業に対して支援する。
--	---

要望事項	対応状況
16 交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について (葦北郡提出)	【土木部】 【農林水産部】
	1 南九州西回り自動車道、葦北郡内県道など交通基盤整備の促進 ○ 南九州西回り自動車道の「水俣 IC～県境」間については、引き続き、鹿児島県や地元期成会等と連携を図りながら、供用予定年度の公表と早期整備を国に働きかけていく。 2 観光振興や地域づくりに関する幹線道路や関連施設整備の促進 ○ 現在、水俣・芦北地域振興計画の重点プロジェクトであるシーサイドロード整備については 重点的に取り組み、第6次水俣・芦北地域振興計画で完了することとしており、令和2年7月豪雨の影響により遅れが生じたものの、翌年の令和3年度（令和2年度予算（繰越））で完成した。 ○ また、御要望の葦北郡内の県道整備については、今後も引き続き、現在事業中の箇所 of 早期完成に向けて取り組んで参る。 3 中山間地域総合整備事業（芦水地区）など農業生産基盤整備の促進 ○ 持続可能な農業を実現するためには、農業生産基盤の整備が必要不可欠なものと認識している。 ○ 現在、事業実施中の芦水地区（水俣市・芦北町・津奈木町）、国見地区（芦北町）、水俣地区（水俣市）については、本年度の必要な予算を確保できており、今後とも、事業効果の早期発現に向けて、必要な予算の確保と事業の着実な進捗に努める。 ○ 将来の営農を見据え、農地の区画拡大を行い、担い手農家へ8割を集積するとともに、ぱれいしょ等の新たな作物を導入する計画。 ○ また、令和2年7月豪雨で被災を受けた吉尾地区や白木地区、大尼田地区では区画拡大や担い手への農地集積等ほ場整備による創造的復興に向けて町と連携し取り組んでおり、令和6年度から芦北東部地区として事業に着手、令和12年度の完了を目標に取り組んで参る。 ○ 加えて、老朽化している芦北排水機場の更新整備について、令和7年度の事業着手に向け、現在、採択手続きを進めている。 <参考> 【芦北東部地区の概要】

	・ 事業名：芦北東部地区中山間地域総合整備事業 ・ 関係市町村：芦北町 ・ 受益面積：32.1ha（吉尾工区 8.8ha、大尼田工区 13.9ha、白木工区 9.4ha） ・ 事業内容：区画整理工 32.1ha ・ 総事業費：1,751,000 千円 ・ 事業工期：R6～R12 ・ 負担割合：国 55% 県 30% 町 10% 受益者 5% （受益者負担については、中山間地域基盤整備加速化事業により軽減を図る。） その他：豪雨災害により地区内の約 4 割の農地が被災 【芦北第一地区の概要】 ・ 事業名：芦北第一地区農村地域防災減災事業 ・ 関係市町村：芦北町 ・ 受益面積：60.1ha ・ 事業内容：排水機場 1 箇所（計画排水量 6.48m³/s(既設 6.48m³/s)） ・ 総事業費：1,306,000 千円 ・ 事業工期：R7～R13 ・ 負担割合：国 55% 県 32% 町 13% 受益者 0%
--	--

要望事項	対応状況
17 球磨川における抜本的な治水対策の促進について (球磨郡提出)	【企画振興部】 【土木部】
	【球磨川水系流域治水プロジェクトについて】 ○ 流域のあらゆる関係者が協働して、まちづくりと連携した治水対策を推進する「球磨川水系流域治水プロジェクト」を、令和3年3月に、国、流域市町村とともにとりまとめた。以降毎年度、球磨川流域治水協議会を開催し、プロジェクトに位置付けた対策の進捗状況を国、県、流域市町村とで確認・共有している。 ○ 令和3年12月には、国において、「球磨川水系河川整備基本方針」の変更が行われた。この変更では、気候変動の影響による将来の降雨量の増加リスクを流域治水で受け止めていく考え方への転換とともに、流域の暮らし、歴史・文化などへの配慮が示されるなど、本県が進める“緑の流域治水”の観点が盛り込まれた。 ○ 令和4年8月には、国と連携して、“緑の流域治水”の考え方に基づいた「球磨川水系河川整備計画」を策定。新たな流水型ダム of 整備だけでなく、河道掘削、遊水地の整備、宅地かさ上げなどの河川区域の対策のほか、田んぼダムや避難体制の整備を含め、流域全体で治水対策に取り組んでいる。 ○ 新たな流水型ダムについては、令和5年11月に環境影響評価の第3段階目にあたる「環境影響評価準備レポート」が公表され、令和6年4月12日に準備レポートに対する知事意見を提出した。その後、令和6年10月11日に、最終段階である「環境影響評価レポート【補正後】」が作成・公表された。同レポートについては11月11日までの縦覧期間を経て、環境アセスメントの手続きが完了した。 今後も国では、学識者からなる検討会を設置し、環境保全措置の具体化に向けさらに検討が進められる。 ○ 県においては、令和6年12月7日に、「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」第3回会議を開催し、流水型ダムの環境影響の最小化に向けた取り組みや森林の整備・保全と土砂・流木対策等について確認を行った。また、熊本県立大学が中心となり進めている最先端の流域治水に関する研究や産業創生・地域づくりに、県も幹事自治体として参画し、取り組みを推進している。さらには、緑の流域治水について、球磨川流域住民をはじめ広く県民に情報を発信するため、動画やパンフレット等を作成して見える化を図り、市町村や教育機関、事業所等に対して説明を行うなど、緑の流域治水の

	周知啓発・理解促進に取り組んでいる。 ○ 今後も、「緑の流域治水」の理念の下、国、県、流域市町村等がしっかりと連携し、球磨川流域において、本プロジェクトに位置付けた対策を着実に実施していく。 <五木村の振興について> ○ 五木村の振興については、国・県・村の三者で策定した「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」を令和5年5月に合意。令和5年6月には、知事出席のもと村民説明会を開催し、新たな五木村振興計画の内容説明と村民からのご意見を伺った。 ○ さらに、村の振興を進めるため、県職員を2名追加で五木村に派遣（R6.4.1時点で計7名）するとともに、役場内に「熊本県五木村振興相談室」を開設し、村民等から村の振興等に係る相談を受ける体制を整備した。 ○ この他にも、国・県・村が連携し、村内の頭地地区周辺や宮園地区周辺の活性化に向けた住民参加型の協議会を立ち上げるなど、具体的な取組みを進めるとともに、川辺川上流域の総合的な洪水対策、土砂・流木対策等の事業を実施するなど、村の安全・安心のための取組みも進めている。 ○ また、令和6年2月に五木村及び議会の方から、「“ひかり輝く”五木村の実現に向けた地域振興に関する要望書」を受取り、同年3月に知事出席のもと要望書に対する県の回答書を手渡した。 ○ その後、令和6年4月に、村長が「流水型ダムを前提とした村づくりに向けて、新たなスタートラインに立つべき」と表明したことを受け、令和6年7月に、新たな振興計画を「流水型ダムを前提とした計画」に改訂した。 ○ 今後も五木村の振興が目に見える形で着実に進むよう、引き続き、国・村と連携し、村の振興に取り組んでいく。 <相良村の振興について> ○ 相良村の振興については、令和2年7月豪雨災害後に策定された「相良村復興計画」及び「相良村復興むらづくり計画」などを踏まえた相良村の振興策について、令和4年10月に村から提案をいただいた。 ○ 令和5年3月に開催した「第2回相良村振興推進会議」において、相良村の振興策に対する県の取組みを取りまとめ、村長・議長へ報告。 ○ 令和5年5月には、村が主催した村民説明会におい
--	---

	て、知事出席のもと相良村の振興に向けた県の取組みについて説明し、村民からご意見等を伺った。 ○ 令和6年2月には、「第4回相良村振興推進会議」を開催し、振興策の進捗状況や令和6年度の取組概要を取りまとめ、同年3月に村長・村議会へ報告した。 ○ 令和6年7月には平川地区の河川整備計画、8月には国道445号バイパス整備に関する住民説明会を開催した。 ○ 令和6年10月に開催した「第5回相良村振興推進会議」では、木村県政のもと相良村の振興をさらに推進するため、亀崎副知事を会長、竹内副知事を副会長とした体制に強化。 ○ 県としては、引き続き、相良村の振興が「目に見える形」で進むよう、村から提案のあった全190項目のすべての取組みの実施に向け、村と連携して、検討・支援して参る。 【被災河川の早期復旧について】 ○ 令和2年7月豪雨等で被災した全685箇所、約240億円（県市町村管理の河川（国直轄による権限代行分は含まない））について、現在、災害復旧事業を進めているところ。 ○ 工事の進捗については、令和6年10月末時点で、県・市町村合わせて、完了率は約90%（箇所数ベース）となっている。 ○ 県としては、国による代行等の支援をいただくとともに、市町村への積極的な支援を行い、一日でも早く復旧が完了するよう、全力で取り組んでいく。 【砂防施設の整備について】 ○ 球磨郡内には土砂災害の要対策箇所が280箇所あり、そのうち102箇所が対策済となっている。未整備箇所については、事業採択基準に合致する箇所のハード整備を計画的に行い、土砂災害の防止に努めていく。 ○ 令和2年7月豪雨による土砂災害で甚大な被害が発生した球磨地域においては、緊急的な対策が必要な6箇所です砂防施設の整備を進め、令和5年度中に全て完了した。 ○ 再度災害防止のための対策が必要な11箇所では、令和3年度から砂防施設の整備を進めており、令和6年12月末現在、1箇所が完了し、6箇所です工事施工中、4箇所です用地交渉等を行っている。 ○ 全箇所の早期完了に向け、しっかりと取り組んで参る
--	--

	ので、引き続き地元調整等についてご協力をお願いする。 ○ 万江川については、河川事業や治山事業と連携して緑の流域治水を推進するため、令和4年度から土砂・洪水氾濫を防止するための事業に着手した。学識経験者等による「検討委員会」から、土砂・洪水氾濫対策に関する技術的な課題などについて提言を頂き、各事業における対策施設配置計画が取りまとまった。 ○ 令和6年3月には、対策の一部である既設の砂防堰堤（万江川砂防堰堤1）の除石工事に着手し、5月に約9,000m³の除石が完了した。その他の対策についても、順次測量設計や用地買収を進め、工事に着手する予定。 ○ また、宇那川との合流点にある既設の砂防堰堤（万江川砂防堰堤2）については、12月に流木捕捉工の設置工事を発注した。 ○ その他の対策についても、順次測量設計や用地買収を進め、工事に着手する予定。 ○ なお、川辺川流域では、国の直轄砂防事業が行われており、引き続き砂防堰堤等の整備が推進されるよう要望していく。
--	--

要望事項	対応状況
18 豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について (球磨郡提出)	【農林水産部】
	【森林整備の強化について】 ○ 令和6年度の森林整備事業（造林・間伐）に係る国庫補助金等については、令和5年度の116%にあたる31.7億円を確保。令和7年度以降も引き続き適切な森林整備に必要な予算を国へ要望。 ○ 特に、皆伐が進む球磨地域においては、令和5年度から造林未済地の解消に取り組む専門員を2名配置し、市町村独自の林業関係補助事業等の情報や造林事業者の事業実態等の聞き取り、造林未済地の現況調査、関係者間での情報共有を実施。 ○ また、令和4年度に林業と県土保全の両立を目的とした「林地保全に配慮した林業のガイドライン」を作成して延べ500人以上に研修等を行っており、加えて林業事業体が施業地の危険性等を判断できるよう「林地保全に配慮した林業のガイドラインデジタルマップ」をHP上に公開しているところ。今後も、ガイドラインの普及定着、山地災害リスク情報の提供、地域協議会における林地保全に配慮した林業活動の支援を実施。 【豪雨災害等から国土を守る治山事業について】 ○ 令和6年度における治山事業（国庫）については、R5補正とR6予算により、令和5年度の88%にあたる59.2億円を確保。 次年度以降も引き続き治山事業の実施に必要な予算を国へ要望。 ○ 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向け、治山激特事業や球磨南部及び五木村における「流域保全総合治山事業」等の事業を実施するための32.7億円（うち球磨郡15.1億円）をR5補正とR6予算により確保。 ○ 激甚災害が頻発する中、県民の生命・財産を守るため、事前防災対策として山地災害危険地区の調査・点検の強化や防災教育の実施などソフト対策を充実・強化。

要望事項	対応状況
19 球磨地域幹線道路網の整備促進について (球磨郡提出)	【土木部】
	【国道 219 号道路整備事業の促進について】 ○ 国道 219 号は、令和 2 年 7 月豪雨により甚大な被害を受けたため、八代市渡町から人吉市相良町までの約 51.1km 区間において国の権限代行により災害復旧を行うこととなった。 ○ 権限代行区間では、「日本一災害に強い、国道 219 号の強靱化」を目指すため、引き続き、国と一体となって全力で取り組んで参る。 ○ 交差点改良については、交通混雑が著しい錦町西交差点の整備（交差道路の集約）を令和 4 年度末に完了した。 ○ 国道 219 号で実施している球磨村渡工区・あさぎり町免田 2 工区・錦町西工区・下原田 2 工区の交差点改良及び湯前町上里工区の歩道整備については、通学路緊急合同点検の要対策箇所位置付けられた箇所であることから、早期完了に向けて取り組んでいるところ。 ○ このうち、球磨村渡工区については、令和 7 年 7 月に完了する見込みであり、その他の工区についても用地交渉と並行して工事発注を進めていく。 ○ 構造物等の老朽化対策については、これまで、橋梁やトンネル等の各道路施設の維持管理計画を策定し、計画的かつ効率的に維持管理を行っている。 【国道 388 号道路整備事業の促進（湯山峠工区）について】 ○ 水上村湯山から宮崎県境までの約 2.4 km 区間のうち、湯山からスカイビレッジまでの約 12 km については、地形が急峻で幅員も狭く、2 車線での改良には多大な費用と時間を要することが想定されるため、線形の悪い箇所の改善や待避所の設置などを組み合わせる 1.5 車線的整備手法により、残る宮崎県境までの約 12 km は 2 車線で、平成 28 年度に事業着手した。 ○ 令和 4 年度末までに、1.5 車線区間約 0.5 km 及び 2 車線区間約 0.8 km を供用している。 ○ 令和 6 年度には残りの 1.5 車線区間約 0.7 km 及び 2 車線区間約 0.3 km を供用したところであり、現在は県境区間約 0.1 km について宮崎県と連携・調整しながら事業を推進している。

	【国道 445 号未改良区間並びに歩道の整備について】 [五木村九折瀬地区] ○ 九折瀬工区については、全体延長 1.5km のうち令和 2 年度末に終点側（神屋敷トンネル～九折瀬橋）の 0.4km を供用開始した。 ○ 令和 5 年度には、新神屋敷橋（仮称）上部工工事を、令和 6 年度には下部工工事を発注し、契約したところである。 ○ 今後、橋梁工事を含め、道路改良工事を推進し、早期完成に向けて取り組んでいく。 [美里町早楠地区] ○ 要望区間は、地形が急峻であり、2 車線での改良には多大な費用と時間を要することが想定されるため、地域の実情に合った効果的・効率的な対策が必要であると認識している。 ○ そのため、線形の悪い箇所の改善や待避所の設置などを組み合わせた 1.5 車線的整備手法により約 3.8km 区間の整備に着手しており、引き続き、事業効果の最大化及び早期発現に向けた取り組みを推進していく。 [八代市泉町五家荘地区] ○ 全体延長 7.5km のうち、平成 28 年度までに延長 4.3km の整備を完了し、供用開始済みである。 ○ 残る 3.2km については、地形が急峻であり、2 車線での改良には多大な費用と時間を要することが想定されるため、地域の実情に合った効果的・効率的な対策が必要であると認識している。 ○ そのため、平成 28 年度から線形の悪い箇所の改善や待避所の設置などを組み合わせた 1.5 車線的整備手法により事業化し、令和元年度から改良工事を実施している。 ○ また五家荘地区に隣接する椎原地区では、バイパスによる L=0.8km の 2 車線整備により、平成 30 年度から工事を実施している。今後も引き続き、改良工事を推進し、早期完成に向けて取り組んでいく。 [相良村上下坂地区] ○ 洪水時に冠水し流木等が堆積する上下坂工区については、令和 4 年度に事業化し、令和 5 年 5 月及び同年 12 月には地元説明会を開催している。 ○ 令和 6 年 12 月には、一部工事を契約しており、今後も引き続き、事業を推進して参る。
--	---

	[相良村内の安全施設]（道路保全課） ○ 四浦～川辺工区は、今年度からスクールバス乗降箇所周辺等、特に事故の危険性が高い箇所から歩道整備に係る測量設計を進める。役場～大橋工区は、今年度、役場付近の歩道未整備区間の用地交渉を進めており、令和7年度工事着手を目指す。 ※地権者であるソーラー発電会社と用地交渉中であるが、用地買収にあたり発電会社が経産省と手続きの要否を確認中 [人吉市下城本の歩道整備等] ○ 人吉市下城本地区は、歩道整備や側溝整備には多くの建物移転を伴うことから、国道445号に係る県の都市計画事業や人吉市避難路整備等の進捗等を踏まえ、地元人吉市の意見を伺いながら整備手法を検討して参る。
--	--

要望事項	対応状況
20 雇用対策について (球磨郡提出)	【商工労働部】
	【新規雇用も含めた企業の雇用維持に向けた取組の強化について】 ○ 企業の魅力を発掘・PRすることで採用力を向上させることを目的とした「人材確保コンシェルジュ派遣事業」に、「県南・天草地域支援コース」を新設し、当該地域の企業に重点的にリクルートの専門家を派遣することで、若者の地元就職を促進している。 ○ また、球磨地域振興局に設置している「ワンストップ就労相談窓口」において、求職者へ地元企業の魅力を伝え、きめ細かな就労支援や地元企業とのマッチングを行うほか、中学・高校等への出前講座などを通じ、中高生やその保護者等に地元就職のメリットや地元企業の魅力を周知している。 ○ U I J ターン促進に関しては、東京都内における学生等を対象とした企業説明会や、東京、大阪、福岡、熊本に設置している「くまもと移住定住・U I J ターン就職支援センター」での相談対応や就職支援を実施し、県内へのU I J ターン就職を促進している。 ○ また、本県へのU I J ターン就職希望者を対象に実施している、就職活動に係る交通費等の一部補助に加え、今年度より新たに、都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、卒業年度の6月1日以降に行う県内企業の採用活動（選考面接）にかかった交通費の一部補助を実施している。 ○ 今後も、学生・企業双方のニーズを的確に捉え、きめ細かな就職支援に取り組んで参る。 【多様化した働き方に対応した雇用の場の確保について】 ○ 全国のIT企業・コンテンツ関連企業等をターゲットに、誘致案内を行い、そのうち興味を示した企業に対し個別に折衝を図るとともに、特に県南地域については、半導体や食品バイオ関連企業等にターゲットを拡げ、企業への旅費助成や現地視察ツアーを実施するなど、立地に至るまで伴走型で細やかに支援を行う。 ○ また、県南地域の雇用確保支援のため、地元高校生を対象に、立地企業を見学するバスツアーや、県南市町村等との企業誘致に向けた連絡調整等を実施する。 ○ 今後も各町村との連携を強化し、誘致活動を積極的に進めることで、雇用の場の確保を図りたい。

要望事項	対応状況
21 天草地域の道路整備促進について (天草郡提出)	【土木部】
	○ 県施行区間においては、「天草未来大橋」を含む、「本渡道路(L=1.3km)」が令和5年2月25日に開通し、朝夕を中心に発生していた交通渋滞がほぼ解消した。 ○ また、令和5年度に新規事業化した本渡道路Ⅱ期では、令和6年12月1日に中心杭打ち式を実施した。 ○ 平成31年4月に事業化した「大矢野道路(L=3.4km)」は、新大矢野トンネルなどの工事を着実に進めているところ。 ○ 国施行区間においては、「熊本宇土道路(L=3.8m)」、「宇土道路(L=6.7km)」、「宇土三角道路(L=13.5km)」など整備が進められている。特に、「宇土道路」では令和6年7月21日に糖塚山トンネル貫通式が実施され、強力に事業が進められている。引き続き、事業中区間の整備促進と早期供用を国に求めていく。

- 熊本県内町村議会正副議長による県関係国会議員の先生方への面談要望
(令和6年5月22日、東京・ホテルグランドアーク半蔵門)

【要望先】

西野 太亮 衆議院議員
坂本 哲志 衆議院議員
金子 恭之 衆議院議員

馬場 成志 参議院議員※
藤木 眞也 参議院議員※

(代理の方のご出席)

木原 稔 衆議院議員
吉田 宣弘 衆議院議員

松村 祥史 参議院議員
馬場 成志 参議院議員※
藤木 眞也 参議院議員※
本田 顕子 参議院議員
宮崎 雅夫 参議院議員

※ 当日は、参議院で本会議が開催されたため、馬場参議院議員には冒頭のみご出席いただき、藤木参議院議員には要望の途中からご出席いただいた。

② 議員報酬の適正化に関する要請

近年、町村議会において、議員のなり手不足が深刻な問題となっており、町村議会議員の低額な報酬がその大きな要因であると考えられることから、全国町村議会議長会をはじめ、各都道府県町村議会議長会は、議員報酬の適正化に関する運動を展開した。

その運動の一環として、各町村長の皆様方にも、こうした状況をご認識いただきご賛同いただけるよう、全国町村会及び各都道府県町村会に対し、要請活動を行った。

本会は、令和6年8月8日開催の第2回理事会で下記の要請書を決定し、翌8月9日、熊本県町村会に対し要請した。

議員報酬の適正化に関する要請

近年、町村議会議員のなり手不足問題が深刻化している。

町村議会議員の一般選挙における無投票の割合は、平成23年からの4年間では全国の20.4%であったのが、平成27年からの4年間では21.9%、令和元年からの4年間では27.4%と増加の一途をたどっており、県内においても、6.5%から18.8%、さらには22.6%と同様に増加傾向にある。

なり手不足は、住民の主権者意識を低下させるとともに、議会の存在意義を脅かし、二代表制の趣旨を損なう危険性があるだけでなく、選挙が行われる機会が度重なって失われることは、地方自治の弱体化を招き、町村全体のみならず、ひいては都道府県や国の危機にも繋がるものである。

この問題には様々な要因が絡み合っているが、都道府県議会議員、市区議会議員と比べて、町村議会議員の報酬は著しく低く、そのことが大きな影響を及ぼしていることは明らかである。

このような中、全国町村議会議長会は、令和6年5月22日、議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていくことを決議したところであるが、本会としても、全国町村議会議長会と一致協力して取り組んでいく所存である。

よって、町村長各位におかれては、我々町村議会の取り組みにご理解をいただいたうえで、以下の点についてご留意されるよう、要請する。

記

- 1 議員報酬の検討に当たっては、類似団体や近隣町村との比較のみにとらわれることなく、議会が導き出した結論について、十分尊重されたいこと。
- 2 議員報酬の検討に当たって、特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意すること。
 - (1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。
 - (2) 議会側に意見陳述の機会を付与すること。
 - (3) 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること。
 - (4) 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。
 - (5) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

以上、要請する。

令和6年8月8日

熊本県町村議会議長会
会長 上 田 孝

③ 第 68 回町村議会議長全国大会における決議・要望事項

令和 6 年 11 月 13 日に開催された「第 68 回町村議会議長全国大会」における決議・要望事項を下記のとおり要望した。

要望活動

- 熊本県内町村議会議長による県関係国会議員の先生方への要望・意見交換会
(令和6年11月13日、東京・全国町村会館)

【要望先】

木原 稔	衆議院議員
西野 太亮	衆議院議員
坂本 哲志	衆議院議員
金子 恭之	衆議院議員
吉田 宣弘	衆議院議員

松村 祥史	参議院議員
馬場 成志	参議院議員
藤木 眞也	参議院議員
進藤 金日子	参議院議員
宮崎 雅夫	参議院議員

(代理の方のご出席)

本田 顕子	参議院議員
-------	-------

④ 道路等の社会基盤の整備促進に関する要望

本会会長が会員となっている「九州中央自動車道建設促進協議会」及び「南九州西回り自動車道建設促進協議会」は、それぞれの路線の整備促進を図るため、関係者に要望を行った。

本会会長が参加・出席した会議等は次のとおり。

【九州中央自動車道建設促進協議会】

年月日	会議名	場所
6.7.8	勉強会	熊本県庁
6.8.20	地方大会	山都町総合体育館パスレル
6.11.7	中央提言	自由民主党 国土交通省 財務省

【南九州西回り自動車道建設促進協議会】

年月日	会議名	場所
6.7.16	要望活動	国土交通省 財務省
6.10.29	九州地方整備局要望	国土交通省九州地方整備局 (福岡市)
6.11.13	大会	ホテルルポール麹町 (東京都千代田区)

4 表彰事業

表彰目的	町村議会議員等が議会活動を通じ、地方自治の進展のために大きな役割を果たしていることを高く評価し、本会として表彰をもってその功労に報いるため。
表彰日	令和6年2月22日
表彰方法	第74回定期総会において表彰した。
表彰内容	<u>町村議会議員として30年以上在職者（特別表彰）（3名）</u> 玉名郡長洲町 議員 濱崎 久 殿 菊池郡大津町 議員 津田 桂伸 殿 菊池郡大津町 議員 荒木 俊彦 殿 <u>町村議会正副議長として7年以上在職者（1名）</u> 阿蘇郡西原村 議長 山下 一義 殿 <u>町村議会議員として23年以上在職者（3名）</u> 下益城郡美里町 議長 上田 孝 殿 玉名郡和水町 元議員 池田 龍之介 殿 八代郡氷川町 議員 片山 裕治 殿 <u>町村議会議員として15年以上在職者（5名）</u> 菊池郡菊陽町 副議長 坂本 秀則 殿 葦北郡芦北町 議長 宮内 道則 殿 球磨郡多良木町 副議長 坂口 幸法 殿 球磨郡湯前町 議長 金子 光喜 殿 球磨郡湯前町 議員 倉本 豊 殿

5 研修事業

令和6年1月1日から令和6年12月31日までに、本会が主催した研修会は次のとおりである。

開催日	研修会名・概要等
令和6年 1月23日	第2回熊本県町村議会議員研修会（オンライン） 演題 「地方議員のための役所を動かす質問の仕方」 講師 元広島県廿日市市副市長・地方議員研修講師 川本 達志 氏
4月4日	町村議会事務局長研修会（自治会館） (1) 標準町村議会会議規則・標準町村議会委員会条例の一部改正 (2) 議会に関する判例紹介 解説 熊本県町村議会議長会 事務局長 古家 陽介
4月12日	事務説明会（自治会館） (1) 町村議会を取り巻く現状と課題 全国町村議会議長会 議事調査部長 飯田 厚 氏 (2) 全国町村議会議員互助制度、団体補償制度、 団体医療保険制度の概要 全国町村議会議員互助会 事務局長 平岡 順人 氏 (3) 令和6年度事業計画 (4) 全国議長会及び本会の情報提供事業 事務局長 古家 陽介 (5) 町村議会実態調査等 (6) 町村監査委員に関する実態調査等 (7) 議員章・書籍等の斡旋 書記 丸山 彰子
5月14日	町村議会議長研修会（自治会館） 演題 「地域公共交通政策の今後～自治体の役割、そして議員への期待～」 講師 地域公共交通プロデューサー 名古屋大学大学院環境学研究科教授 加藤 博和 氏
7月23日	町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会（オンライン） 演題 「人口減少問題へ対応策 ―ぶれずに「地域づくり」を―」 講師 明治大学農学部教授 小田切 徳美 氏
8月27日	町村議会正副議長研修会（オンライン）

	演題 「大災害からの教訓～熊本で備える～」 講師 防災危機管理アドバイザー (元岩手大学地域防災研究センター教授) 越野 修三 氏
10月9日	第1回熊本県町村議会議員研修会（オンライン） 演題 議会改革による「議員のなり手不足」打開の道―「住民自治の根幹」としての議会の作動― 講師 大正大学地域創生学部教授 江藤 俊昭 氏
11月1日	町村議会事務局職員研修会（ホテル熊本テルサ） 演題 「議会活動における著作権等の取り扱い」 講師 弁護士 玉置 奈々子 氏
11月6日	第17回熊本県町村議会広報コンクール表彰式・町村議会広報研修会（グランメッセ熊本） (1) 第17回熊本県町村議会広報コンクール表彰 特選 湯前町議会 「ゆのまえ議会だより No.46」 入選 大津町議会 「おおづまち議会だよりOZU No.106」 入選 御船町議会 「あおぞら21 No.201」 特別賞 高森町議会 「高森町議会だより 絆 No.90」 (2) 議会広報コンクール審査講評 ① 株式会社CSプランニング取締役 坂本 ミオ 氏 ② 嘉島町「広報かしま」取材・編集担当 木村 彰宏 氏 (3) パネルディスカッション テーマ：「住民の期待に応えているか!!」 パネリスト： 椎葉 弘樹 氏（湯前町議会広報常任委員会委員） 三宮 美香 氏（大津町議会広報編集特別委員会委員長） 増田 安至 氏（御船町議会広報編集特別委員会委員長） 後藤 巖 氏（高森町議会広報特別委員会委員長） 荒嶽 晋 氏（水上村議会広報特別委員会委員長） ファシリテーター： 議会広報ファシリテーター・熊本大学客員教授 越地 真一郎 氏

6 ホームページによる情報提供

○ ホームページアドレス <https://www.gichokai-kumamoto.gr.jp/>

目的	県内町村議会関係者に必要な情報を迅速に提供するとともに、本会の活動を広くアピールする。
内容	【組織】 本会の組織や事業の紹介、会則を掲載。 【名簿】 本会の役員や各町村議会議長の氏名等を掲載。議長の氏名をクリックすると顔写真や当選回数、抱負等のプロフィールが閲覧できる。 【事業計画】 今年度の本会、全国議長会の研修会、総会などの予定を掲載。 【活動報告】 本会の研修会、総会、要望等の活動を写真入りで掲載。 【実態調査】 「町村議会実態調査」と「報酬・費用弁償に関する調査」の集計表を、過去の分から掲載。 【町村議会トピックス】 関係法令・会議規則等の改正、国の審議会等の審議状況・答申内容など、町村議会に関係する情報を随時掲載。 【会員専用ページ】 研修会等の写真や資料などを掲載。

令和5年度歳入歳出決算

認定第1号

令和5年度歳入歳出決算

令和5年度歳入歳出決算については、令和6年7月19日に監事の監査に付し、歳入歳出とも適正なものと認定されたので、本会会則第12条の規定に基づき、ここに報告し認定を求める。

83

令和7年2月21日提出

熊本県町村議会議長会

会長 上 田 孝

令和 5 年 度

熊本県町村議会議長会歳入歳出決算書

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額比較
1 負担金		18,808,000	18,808,000	0	0
	1 負担金	18,808,000	18,808,000	0	0
2 繰入金		0	0	0	0
	1 繰入金	0	0	0	0
3 繰越金		1,000,000	1,541,443	0	541,443
	1 繰越金	1,000,000	1,541,443	0	541,443
4 諸収入		9,101,000	9,319,775	0	218,775
	1 町村会助成金	3,400,000	3,400,000	0	0
	2 市町村振興協会補助金	4,000,000	4,000,000	0	0
	3 全国町村議員会館助成金	300,000	300,000	0	0
	4 議員互助・ 団体補償制度事務費	1,300,000	1,295,166	0	△ 4,834
	5 預金利子	1,000	81	0	△ 919
歳入	6 雑入	100,000	324,528	0	224,528
	入 合 計	28,909,000	29,669,218	0	760,218

歳出

款	項	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額比較
1 会議費		851,000	795,232	55,768
	1 会議費	851,000	795,232	55,768
2 総務費		20,031,000	18,194,736	1,836,264
	1 総務管理費	19,991,000	18,186,436	1,804,564
	2 監査費	40,000	8,300	31,700
3 事業費		5,038,000	5,034,898	3,102
	1 事業費	5,038,000	5,034,898	3,102
4 諸支出金		2,779,000	2,619,510	159,490
	1 諸支出金	2,779,000	2,619,510	159,490
5 予備費		210,000	0	210,000
	1 予備費	210,000	0	210,000
歳出	合計	28,909,000	26,644,376	2,264,624

歳入合計	29,669,218	円	決算剰余金の処分
歳出合計	26,644,376	円	次年度繰越金へ
歳入歳出差引残高	3,024,842	円	3,024,842 円

歳入歳出決算事項別明細書

歳 入

款	項	目	予 算			現 額		収入済額	増減額	説明
			当初予算額	補正予算額	計	節 額				
						区分	金額			
1 負担金			円	円	円		—	円	円	
			18,808,000	0	18,808,000			18,808,000	0	
	1 負担金		18,808,000	0	18,808,000			18,808,000	0	
		1 町村負担金		18,808,000	0	18,808,000			18,808,000	0
2 繰入金						町村負担金	18,808,000	18,808,000	0	
			0	0	0		—	0	0	
	1 繰入金		0	0	0		—	0	0	
						繰 入 金		0	0	0
3 繰越金			1,000,000	0	1,000,000		—	1,541,443	541,443	
	1 繰越金		1,000,000	0	1,000,000		—	1,541,443	541,443	
			1,000,000	0	1,000,000		—	1,541,443	541,443	
						繰 越 金	1,000,000	1,541,443	541,443	前年度繰越金
4 諸収入			9,101,000	0	9,101,000		—	9,319,775	218,775	
	1 町村会助成金		3,400,000	0	3,400,000		—	3,400,000	0	
			3,400,000	0	3,400,000		—	3,400,000	0	
						町村会助成金	3,400,000	3,400,000	0	熊本県町村会からの助成金

歳出

款	項	目	予 算				現 額		支出済額	不用額	説明
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節 額				
							区 分	金 額			
1 会議費			円	円	円	円		—	円	円	
		851,000	0	0	851,000			795,232	55,768		
		851,000	0	0	851,000			795,232	55,768		
	1 総会費	610,000	0	0	610,000			592,652	17,348	定期総会 1 回開催	
						需用 費	485,000	467,832	17,168	資料印刷製本費・ 食糧費・看板代等	
						使用料及び賃借料	125,000	124,820	180	会場使用料等	
											正副会長会1回・理事会 5回・郡事務局局長会5回 開催（うち理事・郡事務 局長合同会議1回）
	2 理事会費及び 郡事務局局長会費	241,000	0	0	241,000			202,580	38,420	正副会長会等旅費	
						旅 費	32,000	3,780	28,220	食糧費等	
						需用 費	180,000	170,720	9,280	会議録文字起こしツッ ル・タクシー使用料	
					使用料及び賃借料	29,000	28,080	920			

款	項	目	算 予				現 額		説明		
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節 額				
							区 分	金 額			
2 総務費		1 総務管理費	円	円	円	円		円			
			20,031,000	0	0	20,031,000		—	18,194,736	1,836,264	
			19,991,000	0	0	19,991,000		—	18,186,436	1,804,564	
			15,886,000	0	0	15,886,000		—	14,664,800	1,221,200	
							給 料	7,397,000	7,396,500	職員給料	
							職員手当	4,022,000	3,946,461	75,539	扶養手当等諸手当、 期末・勤勉手当等
							共 済 費	3,636,000	2,906,439	729,561	社会保険・ 団体共済等負担金
							賃 金	831,000	415,400	415,600	臨時職員給料
				0	0	4,105,000		—	3,521,636	583,364	役職員旅費
							旅 費	350,000	133,690	216,310	
		2 一般管理費					交 際 費	200,000	117,250	各種団体等との会長交際費、葬儀 香典代・生花代、災害見舞金	
							需用費	554,000	425,424	128,576	消耗品費・備品購入費・ 電気料等
							役 務 費	676,000	675,100	900	通信運搬費・手数料等
							使用料及び賃借料	2,325,000	2,170,172	154,828	事務室使用料（10.5月分）1,165,185 円・コピー機等リース料・タクシー使用 料等
2 監査費		1 監査費	40,000	0	0	40,000		—	8,300	31,700	2 回開催
			40,000	0	0	40,000		—	8,300	31,700	
							旅 費	40,000	8,300	31,700	

款	項	目	予算			現		額		支出済額	不用額	説明		
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節 金 額							
							区 分	金 額						
3 事業費	1 事業費		4,948,000	0	90,000	5,038,000	—	5,034,898	3,102					
			4,948,000	0	90,000	5,038,000	—	5,034,898	3,102					
		1 調査研究費	248,000	0	31,000	279,000	—	278,514	486			書籍購入代・購読料		
							需用 費	279,000	278,514	486				
		2 政務活動費	2,200,000	0	121,000	2,321,000	—	2,320,010	990				全国議長会・九州プロッ ク関係会議等出席旅費	
							旅 費	1,593,000	1,592,650	350				県関係国会議員要望に係 る印刷製本費・食糧費等
							需用 費	428,000	427,970	30				県関係国会議員要望に係る会場使 用料・タクシー使用料等
						使用料及び賃借料	300,000	299,390	610					
			100,000	0	0	100,000	—	99,740	260					
		3 表 彰 費					需用 費	84,000	83,900	100			表彰状額縁代	
							役 務 費	16,000	15,840	160			表彰状作成費	
			2,400,000	0	△ 62,000	2,338,000	—	2,336,634	1,366					
		4 研修会費					報 償 費	1,295,000	1,294,536	464			講師謝礼	
							旅 費	376,000	375,559	441			講師交通費	
							需用 費	340,000	339,599	401			食糧費・消耗品費等	
							使用料及び賃借料	327,000	326,940	60			会場使用料等	

款	項	目	予 算				現 額		支出済額	不用額	説明
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節 額				
							区 分	金 額			
4 諸支出金			円 2,779,000	円 0	円 0	円 2,779,000		円 —	円 2,619,510	円 159,490	
			2,779,000	0	0	2,779,000		—	2,619,510	159,490	
	1 諸支出金	1 諸支出金	2,779,000	0	0	2,779,000		—	2,619,510	159,490	全国町村議会議長会費 2,091,400円・ 自治会館共益費（10.5月分） 227,850円・ 九州各県協議会負担金等
							負担金、補助及び交付金	2,779,000	2,619,510	159,490	事業費へ充当
5 予備費			300,000	0	△ 90,000	210,000		—	0	210,000	
			300,000	0	△ 90,000	210,000		—	0	210,000	
	1 予備費	1 予備費	300,000	0	△ 90,000	210,000		—	0	210,000	
							予 備 費	210,000	0	210,000	
歳	出	合 計	28,909,000	0	0	28,909,000		28,909,000	26,644,376	2,264,624	

財産に関する調書

令和6年3月31日現在

職員退職手当特別積立金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減	決算年度末現在高
定期預金 (肥後銀行本店)	22,744,312 円	382 (預金利子) 円	22,744,694 円

財政調整積立金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減	決算年度末現在高
定期預金 (肥後銀行本店)	10,226,880 円	174 (預金利子) 円	10,227,054 円
定期預金 (熊本銀行本店)	3,247,582	55 (預金利子)	3,247,637

意見書

令和5年度熊本県町村議会議長会歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿証拠書類を
詳細に監査した結果、正確なることを認める。

令和6年7月19日

熊本県町村議会議長会

監事 阿蘇郡南小国町議会議長  井上 則広 

監事 葦北郡津奈木町議会議長  柳迫 好則 

令和7年度事業計画 歳入歳出予算

令和7年度事業計画及び歳入歳出予算

令和7年度事業計画及び歳入歳出予算については、令和6年12月20日開催の理事会において、別紙のとおり承認されたので、本会会則第12条の規定に基づき、議決を求める。

令和7年2月21日提出

熊本県町村議会議長会

会長 上 田 孝

令和7年度 熊本県町村議会議長会 事業計画

第1 基本方針

本会は、町村議会の連絡協調のもとに地方自治の振興発展を図るため、全国町村議会議長会、各郡町村議会議長会、各町村議会及び関係諸団体と緊密に連携しながら、有効適切な各種事業を積極的に展開する。

その中で、町村の振興発展に不可欠である様々な行政課題の解決に向けては、引き続き国や県等に対して、地域の実情に応じた的確な要望を行う。

また、町村議会がその機能を十分に発揮するための調査・研究を行うとともに、町村の議会・議員・事務局の活動を支援するための事業を行う。

なお、会務運営にあたっては、厳しい財政事情に鑑み、徹底した事務事業の効率化に努めるものとする。

第2 事業計画

1 諸会議の開催

本会の円滑かつ健全な運営のため、次のとおり会議を開催する。なお、緊急の案件に対応するため臨時に開催する場合がある。

(1) 定期総会	1回(令和8年2月)
(2) 臨時総会	1回(令和7年6月)
(3) 理事会	5回(令和7年5月、8月、10月、12月、令和8年2月)
(4) 正副会長会	1回(令和7年8月)
(5) 監事会	2回(令和7年7月、10月)
(6) 郡事務局長会	5回(令和7年4月、8月、10月、12月、令和8年1月)

2 調査研究事業

(1) 町村議会実態調査

町村議会制度及び運営の改善に資するため、町村議会の組織運営の状況及び議員の活動状況等の実態を調査する。

(2) 議会運営や制度等に関する照会対応

議会運営や制度等に関する調査研究を行い、町村議会からの各種照会に対応する。

3 政務活動

(1) 関係会議への出席

本会がその構成の一部である全国町村議会議長会や、西日本・九州ブロック協議会において、町村の共通課題の解決に向け、政府・国会に対し要望を行うにあたって協議・意見交換を行うため、大会や関係会議に出席する。

- ① 全国町村議会議長会主催会議
- ② 西日本地区各県町村議会議長会協議会主催会議
- ③ 九州各県町村議会議長会協議会主催会議

(2) 町村の要望内容の実現に向けた国・県等への要望活動

町村の振興発展に不可欠な要望内容の実現に向けた国または県等に対する要望活動及び同関係者等との協議・意見交換を行う。

- ① 定期総会決議事項に関する要望
 - ・ 理事による県当局等への要望（令和7年4月）
 - ・ 正副議長による県関係国会議員への要望（令和7年5月）
- ② 議長大会決議事項に関する要望
 - ・ 議長による県関係国会議員への要望・意見交換会（令和7年11月）
- ③ 道路等の社会基盤の整備促進に関する要望
- ④ 大規模自然災害の発生等に伴う緊急要望

4 表彰事業

自治功労者表彰を行い、町村議会議員等が議会活動を通じ、地方自治の進展のために大きな役割を果たしていることを高く評価し、本会としてその功労に報いる。

- (1) 正副議長在職7年以上表彰
- (2) 議員在職30年、23年、15年以上表彰
- (3) 議会事務局長在職8年、職員在職12年以上表彰
- (4) 系統町村議会議長会事務局長在職15年、職員在職20年以上表彰

5 研修事業

町村議会の各役職に応じた研修を開催し、広く研鑽を積んでいただくことによって、町村議会の一層の活性化に資する。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 議長研修会 | (令和7年6月) |
| (2) 正副議長研修会 | (令和7年8月) |
| (3) 正副委員長研修会 | (令和7年7月) |
| (4) 議員研修会 | (令和7年10月) |
| | (令和8年1月) |
| (5) 新議員研修会 | (令和8年3月) |
| (6) 議会広報研修会 | (令和7年11月) |
| (7) 議会事務局長研修会 | (令和7年4月) |
| (8) 議会事務局職員研修会 | (令和7年10月) |
| (9) 事務説明会 | (令和7年4月) |

6 ホームページによる情報提供

本会の組織紹介や役員・議長の名簿、事業計画、活動報告、実態調査等についてホームページに掲載することにより、県内町村議会関係者に必要な情報を迅速に提供するとともに、本会の活動を広くアピールする。

令和7年度熊本県町村議会議長会予算

令和7年度熊本県町村議会議長会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,652 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月21日 提出

熊本県町村議会議長会
会長 上 田 孝

(第1表)

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額 千円
1 負担金		18,808
	1 負担金	18,808
2 繰入金		243
	1 繰入金	243
3 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
4 諸収入		8,101
	1 町会助成金	3,400
	2 市町村振興協会補助金	3,000
	3 全国町村議員会館助成金	300
	4 議団員互助・ 補償制度事務費	1,300
	5 預金利子	1
歳入	6 雑入	100
	合計	28,652

(歳出)

款	項	金額
1 会議費		千円 940
	1 会議費	940
2 総務費		19,491
	1 総務管理費	19,451
	2 監査費	40
3 事業費		5,221
	1 事業費	5,221
4 諸支出金		2,700
	1 諸支出金	2,700
5 予備費		300
	1 予備費	300
歳出	合計	28,652

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円
1 負担金	18,808	18,808	0
2 繰入金	243	154	89
3 繰越金	1,500	2,000	△ 500
4 諸収入	8,101	8,101	0
歳入合計	28,652	29,063	△ 411

(歳出)

款	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円
1 会議費	940	900	40
2 総務費	19,491	19,996	△ 505
3 事業費	5,221	5,088	133
4 諸支出金	2,700	2,779	△ 79
5 予備費	300	300	0
歳出合計	28,652	29,063	△ 411

2 歳 入

第1款 負担金

第1項 負担金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 町村負担金	18,808	18,808	0	町村負担金	18,808	町村負担金（人口割 7/10、町村均等割 3/10）
計	18,808	18,808	0			

第2款 繰入金

第1項 繰入金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 繰入金	243	154	89	繰入金	243	財政調整積立金からの繰入金
計	243	154	89			

第3款 繰越金

第1項 繰越金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 繰越金	1,500	2,000	△ 500	繰越金	1,500	前年度からの繰越金
計	1,500	2,000	△ 500			

第4款 諸収入
第1項 町村会助成金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 町村会助成金	3,400	3,400	千円 0	町村会助成金	3,400	熊本県町村会からの助成金
計	3,400	3,400	0			

第4款 諸収入
第2項 市町村振興協会補助金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 市町村振興協会補助金	3,000	3,000	千円 0	市町村振興協会補助金	3,000	公益財団法人熊本県市町村振興協会からの補助金
計	3,000	3,000	0			

第4款 諸収入
第3項 全国町村議員会館助成金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 全国町村議員会館助成金	300	300	千円 0	全国町村議員会館助成金	300	一般財団法人全国町村議員会館からの町村議会振興助成金
計	300	300	0			

第4款 諸収入

第4項 議員互助・団体補償制度事務費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 議員互助・ 団体補償制度 事務費	1,300	1,300	千円 0	議員互助・ 団体補償制度 事務費	1,300	全国町村議会議員互助会からの 議員互助・団体補償制度事務運 営費
計	1,300	1,300	0			

第4款 諸収入

第5項 預金利子

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 預金利子	1	1	千円 0	預金利子	1	預金利子見込額
計	1	1	0			

第4款 諸収入

第6項 雑入

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 雑入	100	100	千円 0	雑入	100	議員章、議員手帳等の物資・旋 手数料等
計	100	100	0			

3 歳 出

第1款 会議費 第1項 会議費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1 総 会 費	630	630	0	需 用 費	500	印刷製本費、食糧費等
				使用料及び賃借料	130	会場使用料
2 理事会費及び 郡事務局長会費	310	270	40	旅 費	60	正副会長会旅費
				需 用 費	180	印刷製本費、食糧費等
				役 務 費	40	Web会議サービスライセンス料等
				使用料及び賃借料	30	会場使用料等
計	940	900	40			

第2款 総務費
第1項 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務管理費	15,341 千円	15,735 千円	△ 394 千円	給料	7,899 千円	職員給料
				職員手当	4,333	扶養手当、期末・勤勉手当等
				共済費	3,109	社会保険、団体共済等負担金
				旅費	350	役員旅費
				交際費	200	各種団体等との会長交際費
2 一般管理費	4,110	4,221	△ 111	需用費	550	消耗品費、電気料等
				役務費	730	通信運搬費、手数料等
				使用料及び賃借料	2,230	事務室使用料、コピー機等リース料、タクシー使用料等
				備品購入費	50	事務局備品購入費
計	19,451	19,956	△ 505			

第2款 総務費
第2項 監査費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 監査費	40 千円	40 千円	0 千円	旅費	40 千円	監事会旅費
計	40	40	0			

第3款 事業費
第1項 事業費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 調査研究費	千円 281	千円 248	千円 33	需用費	千円 281	書籍購入代・購読料等
2 政務活動費	2,340	2,340	0	旅費	1,600	国・県等要望、全国町村議会議長会、西日本・九州ブロック協議会関係会議等出席旅費
				需用費	400	印刷製本費、食糧費等
				使用料及び賃借料	340	会場使用料等
3 表彰費	100	100	0	需用費	85	表彰状額縁代
				役務費	15	表彰状作成費
				報償費	1,400	講師謝礼
4 研修会費	2,400	2,400	0	旅費	400	講師交通費
				需用費	300	消耗品費等
				使用料及び賃借料	300	会場使用料等
5 ホームページ運営費	100	0	100	役務費	70	レンタルサーバー契約料等
				使用料及び賃借料	10	ドメイン使用料
				備品購入費	20	ソフト等購入費
計	5,221	5,088	133			

第4款 諸支出金
第1項 諸支出金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 諸支出金	2,700	2,779	△ 79	負担金、補助及び交付金	2,700	全国町村議会議長会会費、自治会館共益費、西日本・九州ブロック協議会負担金等
計	2,700	2,779	△ 79			

第5款 予備費
第1項 予備費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 予備費	300	300	0	予備費	300	
計	300	300	0			

令和 7 年度町村負担金賦課方法について

令和 7 年度町村負担金の納入における賦課方法を次のとおり定める。

町村負担金は、総額 18,808 千円を、国勢調査における令和 2 年 1 0 月 1 日現在の人口及び
令和 7 年 4 月 1 日現在の町村数を基礎として、次の比率により各郡町村議会議長会、もしくは、
郡町村議会議長会が存在しない郡においては各町村に賦課する。

人口割	7 / 1 0	町村均等割	3 / 1 0
-----	---------	-------	---------

令和7年度町村負担金 各郡負担金額一覧

郡 名	町村数	人 口 (R2年国調)	人口割 ⑦	町村均等割 ③	合計額※	調定額※
下 益 城 郡	1	9,392	373,640	182,013	555,653	556,000
玉 名 郡	4	38,738	1,541,106	728,052	2,269,158	2,270,000
菊 池 郡	2	78,524	3,123,904	364,026	3,487,930	3,488,000
阿 蘇 郡	6	33,773	1,343,584	1,092,077	2,435,662	2,435,000
上 益 城 郡	5	81,995	3,261,991	910,065	4,172,055	4,172,000
八 代 郡	1	11,094	441,350	182,013	623,363	623,000
葦 北 郡	2	19,935	793,070	364,026	1,157,096	1,157,000
球 磨 郡	9	50,372	2,003,939	1,638,116	3,642,055	3,642,000
天 草 郡	1	7,114	283,015	182,013	465,028	465,000
計	31	330,937	13,165,600	5,642,400	18,808,000	18,808,000

※一円未満を四捨五入しているため、合計額が人口割と町村均等割の合計と異なる場合がある。

また、合計額の千円未満を四捨五入したものが調定額であるが、各町村の調定額を合計して各郡の調定額としているため、四捨五入した額と異なる場合がある。

熊本県町村議会議長会会則

昭和24年	7月16日	創立	平成3年	2月27日	一部改正
昭和26年	6月21日	一部改正	平成7年	2月21日	一部改正
昭和27年	5月10日	一部改正	平成17年	2月21日	一部改正
昭和28年	6月11日	一部改正	平成18年	2月21日	一部改正
昭和28年12月18日		一部改正	平成22年	3月23日	一部改正
昭和29年12月15日		一部改正	平成23年	6月14日	一部改正
昭和35年12月12日		全部を改正	平成25年	2月19日	一部改正
昭和39年	2月18日	一部改正	令和5年	2月22日	一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、熊本県町村議会議長会という。

(組 織)

第2条 この会は、熊本県内の町村議会議長をもって組織する。

(事務所の所在地)

第3条 この会の事務所は、熊本市東区健軍2丁目4番10号熊本県市町村自治会館内に置く。

(目 的)

第4条 この会は、町村議会の連絡協調のもとに地方自治の振興、発展をはかることを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 町村議会の連絡協調を行なうこと。
2. 地方自治の振興に関する調査及び研究を行なうこと。
3. 町村議会制度及び運営の改善に関する調査及び研究を行なうこと。
4. 中央及び地方の自治関係団体との連絡協調をはかること。
5. その他目的達成上必要な事項

第 2 章 役 員

(役員の定義)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

会	長	1 名
副	会 長	2 名
監	事	2 名
理	事	9 名

(役員の選任)

第 7 条 会長、副会長は理事の中から、監事は、町村議会議長の中から総会において選挙する。

2. 理事は、郡町村議会議長会長の職にある町村議会議長をもって充てる。ただし、郡町村議会議長会が存在しない郡においては、次の職をもって充てるものとする。

(1) 郡内の町村数が 1 つである場合は、その町村の議会議長

(2) 郡内の町村数が 2 つ以上である場合は、それらの町村を代表する町村の議会議長

(会長、副会長及び監事の職務)

第 8 条 会長は、この会を代表し、会務を統理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の定めた順序に従い、その職務を代理する。

3. 会長及び副会長ともに事故あるとき、または欠けたときは理事会において臨時会長代理者を互選するものとする。

4. 監事は事務の執行並びに会計を監査する。

(役員の任期)

第 9 条 会長、副会長及び監事の任期は 2 年とする。ただし補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 前項の任期は、第 7 条第 1 項の規定による会長選挙の日から起算する。ただし、前任者の任期満了の日前に選挙したときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3. 役員は任期満了しても後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(役員の報酬)

第 10 条 役員には報酬を支給しない。ただし必要に応じ実費を弁償することができる。

(顧問)

第11条 この会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第3章 会 議

(総会の議決事項)

第12条 総会は次の事項を議決する。

1. 会則を改正すること。
2. 歳入歳出予算を定めること。
3. 決算を認定すること。
4. その他会長において必要と認める事項
5. 総会は、その権限に属する事項の一部を、理事会に委任することができる。

(総会の招集)

第13条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は毎年2月末日までに会長が招集しなければならない。
3. 臨時総会は、会長において必要があると認めるとき招集する。
4. 会長において必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用し、総会を開催することができる。
5. 前項の規定に基づき、オンラインにより出席したものは、この会則の適用において、総会に出席したものとみなす。
6. 会長においてやむを得ない事由により会議を開くことができないと認めるときは、書面による表決をもって総会に代えることができる。

(表決権及び選挙権)

第14条 町村議会議長の委任を受け総会に出席した議員は、総会における表決権及び選挙権を有する。

(会議の定足数)

第15条 総会は、議長（前条において議長の委任を受けた議員を含む。）の半数以上出席しなければ議事を開き議決することができない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、出席者の中から選ぶ。

(総会の表決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

3. 会則改正については、前2項の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第4章 理 事 会

(理事会の職務)

第18条 理事会の職務はこの会則に特別な定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

1. 総会に付議すべき事項を審議すること。
2. 諸規則の制定及び改廃に関すること。
3. 総会の委任に基づき、総会の権限の一部を行なうこと。
4. 会長の諮問に応じ重要な会務に参画すること。
5. その他会長において必要と認める事項。

(理事の代理)

第19条 郡町村議会議長会長たる理事に事故あるとき、または欠けたときは、当該郡町村議会議長会長の職務を代理するものは理事会に出席してその職務を代理することができる。理事が、第7条第2項ただし書きにある議長の場合についても、同様とする。

(理事会の招集)

第20条 理事会は、会長において必要があると認めるとき招集する。

2. 第8条第3項の規定により臨時会長代理互選のために開く理事会は事務局長が招集する。
3. 会長において必要があると認めるときは、オンラインを活用し、理事会を開催することができる。
4. 前項の規定に基づき、オンラインにより出席したものは、この会則の適用において、理事会に出席したものとみなす。
5. 会長においてやむを得ない事由により会議を開くことができないと認めるときは、書面による表決をもって理事会に代えることができる。

(理事会の定足数)

第21条 理事会は、理事（第19条において理事を代理するものを含む。）の半数以上出席しなければ議事を開き議決することができない。

(理事会の議長)

第22条 理事会の議長には会長をもって充てる。

(理事会の表決)

第23条 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

第 5 章 事 務 局

(事務局)

第 2 4 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(職 員)

第 2 5 条 事務局に事務局長、書記及びその他の職員を置く。

2. 事務局長、書記及びその他の職員は会長が任免する。ただし事務局長を任免するときは、理事会の同意を得なければならない。

3. 事務局長は、会長の命を受け、この会の事務を掌理する。

4. 書記及びその他の職員は、事務局長の命を受け庶務に従事する。

第 6 章 会 計

(経 費)

第 2 6 条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(予算及び会計年度)

第 2 7 条 この会の歳入歳出予算は、会長が提出し理事会の審議を経て年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、予算の補正で軽易なものについては理事会の議決をもって総会の議決に替えることができる。この場合は次の総会に報告しなければならない。

2. この会計年度は政府の会計年度による。

(決 算)

第 2 8 条 この会の決算は、会長が監事の審査に付し、その意見を付けて、総会の認定に付さなければならない。

(会則施行の委任)

第 2 9 条 この会則の施行に関し必要な事項は理事会にはかつて会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和 3 6 年 1 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 3 9 年 2 月 1 8 日から施行する。

この会則は、平成 3 年 2 月 2 7 日から施行する。

この会則は、平成 7 年 2 月 21 日から施行する。

この会則は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。

この会則は、平成 18 年 2 月 21 日から施行する。ただし、第 6 条中
「監事 3 名」を「監事 2 名」に改める改正規定は、平成 19 年 6 月 14 日
から施行する。

この会則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 23 年 6 月 14 日から施行する。

この会則は、平成 25 年 2 月 19 日から施行する。

この会則は、令和 5 年 2 月 22 日から施行する。

熊本県町村議会議長会表彰規程

昭和37年 1月18日 制定
昭和54年12月 5日一部改正

第1条 本会は、この規程により次の各号の一に該当するものを表彰する。

- 1 町村議会の正副議長として在職7年以上で功労のあった者
- 2 町村議会議員として在職15年以上で功労のあった者
- 3 町村議会議員として在職23年以上で功労のあった者
- 4 町村議会事務局長として在職8年以上、その他の職員として在職12年以上にして功労のあった者
- 5 系統町村議会議長会事務局長として在職15年以上、その他の職員として在職20年以上にして功労のあった者
- 6 特別表彰
実在職歴30年以上で、特に功労のあった者

第2条 表彰は、本会理事会の選考を経て会長がこれを決定し、毎年定期総会においてこれを行う。
但し、必要に応じて臨時に表彰することができる。

第3条 表彰の方法は、表彰状を用い記念品を添える。

第4条 表彰を受けた者は、表彰台帳に記録する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。